排出総量削減義務と排出量取引制度

排出量取引事例集

～排出量取引とクレジット等の創出に関する
よくある疑問の解消に向けて～

2023（令和５）年６月

東京都環境局

目　次

１　排出量取引

１－１・・・・・・・・排出量取引の流れ（削減義務対象事業所）
１－２・・・・・・・・取引費用の試算
１－３・・・・・・・・超過削減量の発行時期と売却
１－４・・・・・・・・複数の所有者がいる対象事業所の口座開設について
１－５・・・・・・・・複数の所有者がいる対象事業所のクレジットの分配について
１－６・・・・・・・・口座管理者の登録と変更について
１－７・・・・・・・・超過削減量の発行と移転について
１－８・・・・・・・・削減義務履行とバンキングの流れ
１－９・・・・・・・・指定取消しを受けた事業所の取引について
１－10・・・・・・・・建物の所有者に変更があった場合の手続について
１－11・・・・・・・・超過削減量の発行可能量
１－12・・・・・・・・その他ガス削減量を用いた超過削減量の発行
１－13・・・・・・・・その他ガス削減量の義務充当
１－14・・・・・・・・義務充当の手続における留意点
１－15・・・・・・・・総量削減義務と排出量取引システムで利用するユーザ ID とパスワード
１－16・・・・・・・・総量削減義務と排出量取引システムにおける移転実行の実施方法
１－17・・・・・・・・購入するクレジット量と削減義務履行状況の確認方法
１－18・・・・・・・・一般管理口座の更新手続
１－19・・・・・・・・排出量取引における留意点

２　都内中小クレジット

２－１・・・・・・・・算定・申請可能な事業所
２－２・・・・・・・・対象事業所の範囲
２－３・・・・・・・・過去に実施した対策のクレジットの算定開始年度と発行可能期間
２－４・・・・・・・・認定申請～発行申請までの流れ
２－５・・・・・・・・連名で創出した場合の発行

３　再エネクレジット

３－１・・・・・・・・環境価値とは？
３－２・・・・・・・・環境価値換算量とその他削減量の違い
３－３・・・・・・・・認証申請（その他削減量）～発行申請までの流れ
３－４・・・・・・・・グループ会社が所有するグリーン電力証書の利用
３－５・・・・・・・・再生可能エネルギー電力を自家消費する場合の環境価値の取扱い（第三計画期間）

４　都外クレジット

４－１・・・・・・・・算定・申請可能な事業所
４－２・・・・・・・・申請時期
４－３・・・・・・・・推計削減率と排出量の削減実績の考え方
４－４・・・・・・・・認定申請～発行申請までの流れ
４－５・・・・・・・・買い手側における充当可能量の上限

５　埼玉連携クレジット

５－１・・・・・・・・埼玉連携クレジットを義務充当に使用する場合の手続きと留意点
５－２・・・・・・・・埼玉県制度の削減目標達成に東京都クレジット等を使用する場合

1-1	分　類	排出量取引
	事　項	排出量取引の流れ（削減義務対象事業所）

事　例	Ａ社は、特定地球温暖化対策事業所を有している。 Ａ社は自社努力による削減対策だけでは限界があり、排出量取引により削減義務を履行したいと考えている。
取り得る対応	排出量取引は、削減量口座簿という電子システム上で記録が行われます。 Ａ社は、排出量取引を行うために必要な一般管理口座を開設した上で、クレジットを売ってもらえる取引相手を見つけます（その際、電子システム上の見積受付登録事業者照会機能から取引相手を検索することもできます。）。まず複数の取引相手から見積書をもらい、条件のあった取引相手（Ｃ社）を決定し、契約を締結します。 Ｃ社は、東京都に「振替可能削減量**振替**申請書」を提出し、東京都の処理完了後、Ｃ社が電子システム上で、Ｃ社の一般管理口座からＡ社の一般管理口座へクレジットを移転します。契約に従い、Ａ社はＣ社に代金を支払います。 続いてＡ社は、取得したクレジットを指定管理口座へ移転する申請書（「振替可能削減量**振替**申請書」）を作成して東京都に提出します。その後、知事の職権により義務充当が行われます。なお、別途指定管理口座にクレジットを保有している場合、計画期間終了後に指定管理口座にあるクレジットは、知事の職権により義務充当が行われます。任意のタイミングで義務充当する場合は、「義務充当申請書」の提出が必要になります。

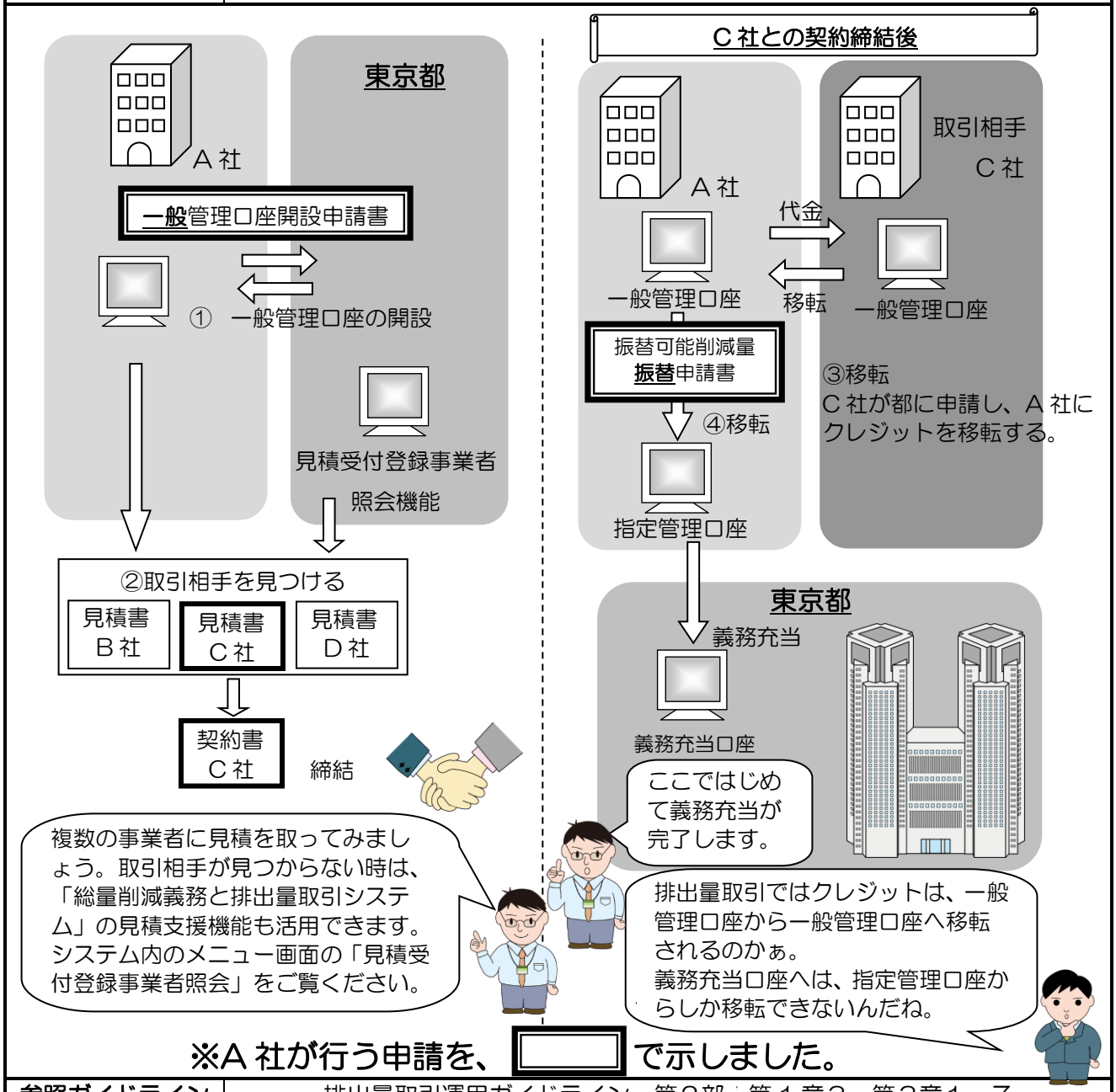

※Ａ社が行う申請を、□で示しました。

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章３、第３章１～７

1-2	分　類	排出量取引
	事　項	取引費用の試算

事　例	Ａ社は都内に基準排出量 10,000t-CO_2、削減義務率 27%の大規模事業所を有している。第三計画期間における削減義務量は、 13,500t-CO_2（=（10,000t-CO_2/年×27%）×5 年）となっている。現段階の計画では、削減義務量のうち 10,000t-CO_2 は自社努力により削減できそうだが、残りの 3,500t-CO_2 は排出量取引に頼らなければ、義務を履行できない状況にある。したがって、排出量取引にかかる費用を試算しようとしているが、どのように算定すればよいのか悩んでいる。
取り得る対応	排出量取引にかかる費用を試算するに当たっては、まず、次のポイントを重視してください。 **●総量削減義務と排出量取引システムの指定管理口座において基準排出量と削減義務率をしっかりと確認しておくこと。** **●途中の年度で削減義務率等が変化した場合（例えば、トップレベル事業所に認定される等）には、不足量も変化することを踏まえること。** **●削減対策の実施をしっかりと計画し、その対策による削減量を推計すること。** 以上のポイントを踏まえた上で、不足する削減量について排出量取引をお考えください。排出量取引を行う場合の費用を試算するに当たっては、次の情報がありますので、これらを参考にして取引単価を想定してください。 ・事業者に見積依頼をして得られる単価 （なるべく多くの事業者から得ることが望ましい。） ・グリーン電力証書等の取引単価 ・東京都が公表する取引価格の調査結果等 （https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html#cmssateikekka ）

●削減義務量に対する不足量の確認

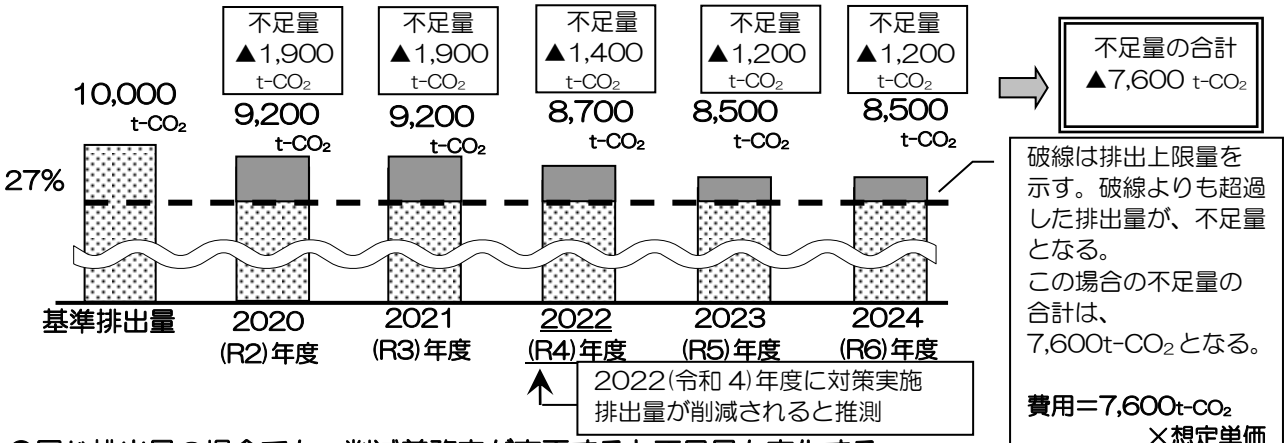

●同じ排出量の場合でも、削減義務率が変更すると不足量も変化する。

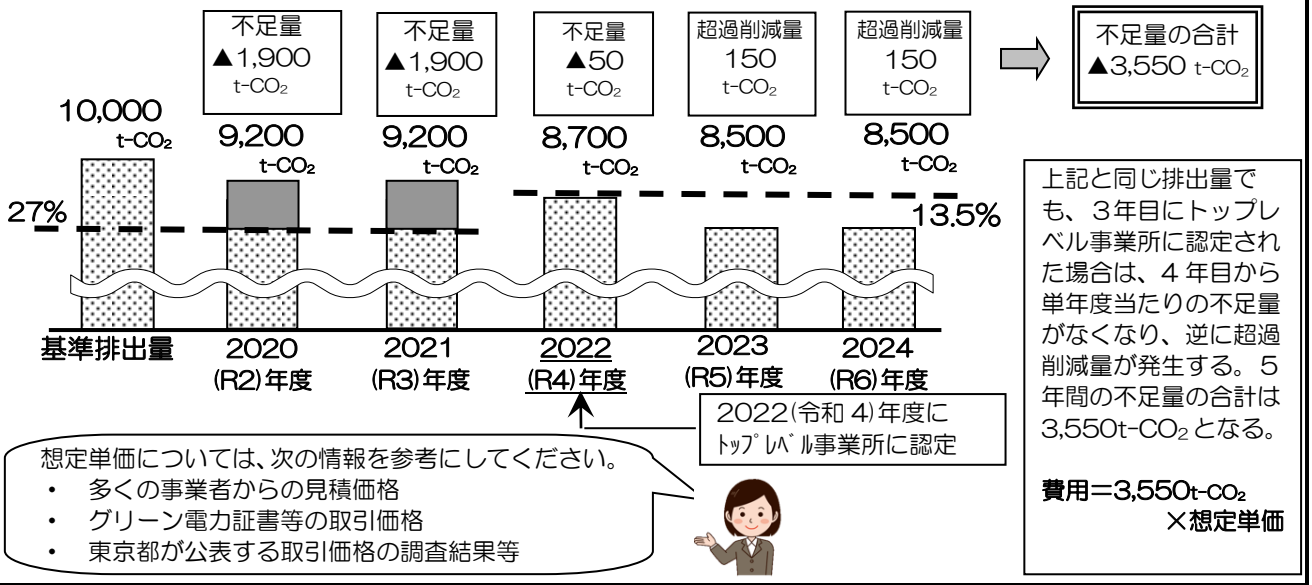

参照ガイドライン	―

1-3	分　類	排出量取引
	事　項	超過削減量の発行時期と売却

事　例	Ａ社は、特定地球温暖化対策事業者であり、基準排出量 10,000t-CO_2、削減義務率 27%の大規模事業所である。 自社努力により、2020（令和２）年度に削減義務按分量を 500t-CO_2 上回る削減量を生み出すことができた。しかし、この削減量について、次の２つの点で悩んでいる。 ①　2025（令和７）年の 11 月末の計画書の提出までに超過削減量の発行申請を行い、他社へ売却する方が良いのか。 ②　今後が心配なので、第三計画期間における削減義務量の確定（超過削減量の自動発行）数値を確認してから他社へ売却する方が良いか。
取り得る対応	超過削減量については、2020（令和２）年度分を 2025（令和７）年の 11 月末の計画書提出までに申請し発行することも可能ですし、2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの排出量の確定分を 2025（令和７）年度になってからまとめて発行することも可能です。（確定後の超過削減量の発行は、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、知事が職権で行うため、申請は不要です。） ①の場合には買い手が見つかれば、現在時点で売却収入に相当するキャッシュを獲得することができるというメリットがあります。ただし、将来時点の超過削減量の取引価格のほうが高い場合には、②の場合に比べて最終的なキャッシュの流入総額が小さくなることに留意する必要があります。 他方で、①の場合において、現在時点で売却したために削減義務を達成できなくなった時には、将来時点で他からクレジットを調達して義務充当する手間が生ずるというデメリットもあります。この場合も最終的なキャッシュの流出入の大きさは、現在時点と将来時点のクレジット等の取引価格の動向によって左右されます。 また、超過削減量の売却益は、売却した事業年度の益金に算入することが考えられます。Ａ社としては、こうしたキャッシュ獲得のタイミングや課税所得への影響等を総合的に勘案して、意思決定することが考えられます。

ケース①

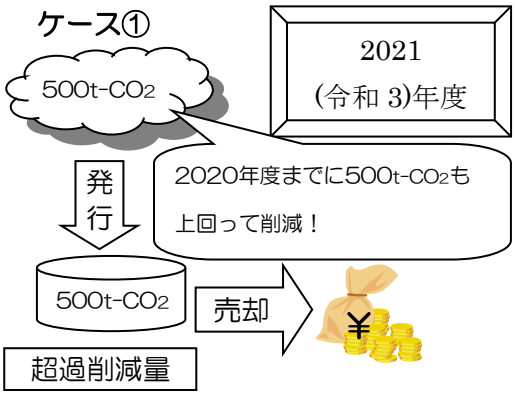

すぐに売却してキャッシュを獲得する。

削減義務を達成できた場合

メリット

・いち早く取引を行い、収益を得ることが可能

削減義務が達成できなかった場合

デメリット

・排出量取引により、他から調達する手間がかかる。

ケース②

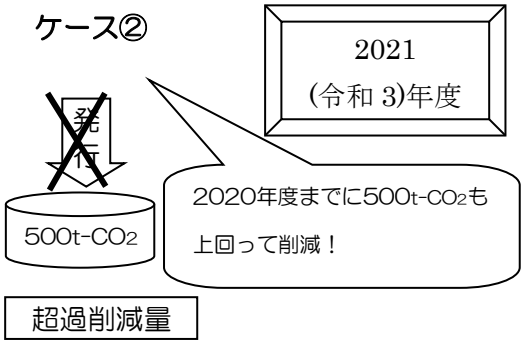

発行申請せずに、削減実績として保持（計画期間における排出量確定後、売却してキャッシュを獲得する。）

削減義務を達成できた場合

デメリット

・もっと早く得ることができるはずだったキャッシュの獲得時期が遅くなる。

削減義務が達成できなかった場合

メリット

・2020（令和３）年度の超過削減量500ｔ-CO_2を削減実績として活用でき、クレジット等を調達する手間がない。

※ケース①、ケース②のいずれの場合も、取引価格の状況によってキャッシュの流入・流出の結果が変わってくることに留意してください。

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章４(1)、第３章４(2)(3)

1-4	分　類	排出量取引
	事　例	複数の所有者がいる対象事業所の口座開設について

事　例	対象事業所Ａには、５社（Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社、Ｅ社、Ｆ社）の区分所有者が存在している。総量削減義務制度に係る提出書類については、５社の代表者の連名で提出しており、届出は５社を代表してＢ社が行ってきた。 この度、一般管理口座の開設を受けるにあたり、５社で協議したところ、２社（Ｅ社、Ｆ社）は排出量取引に参加する意思はないという。開設申請はＢ社が行う予定でいるが、一般管理口座をどのように開設を受ければよいのか悩んでいる。
取り得る対応	指定管理口座は、対象事業**「所」**ひとつに対し、必ずひとつ開設される口座です。 一方、一般管理口座は、対象事業**「者」**に係る口座で、取引に参加する場合に開設を受ける口座です。本事例のように、２社（Ｅ社、Ｆ社）は取引に参加する意思がない場合は、一般管理口座は不要です。残りの３社（Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社）はそれぞれに「一般管理口座開設申請書」を提出して一般管理口座の開設を受けます。一般管理口座の開設申請手続きは、口座を開設しようとする方自身で行っていただく必要がある点に留意してください。 なお、本事例のように複数の義務者がいる場合は、事前に義務者の間で協議（クレジットの分配や開設時期など）を行ったうえで、一般管理口座の開設を受けてください。申請書の記入方法については、東京都環境局ホームページの記入要領を参照してください。

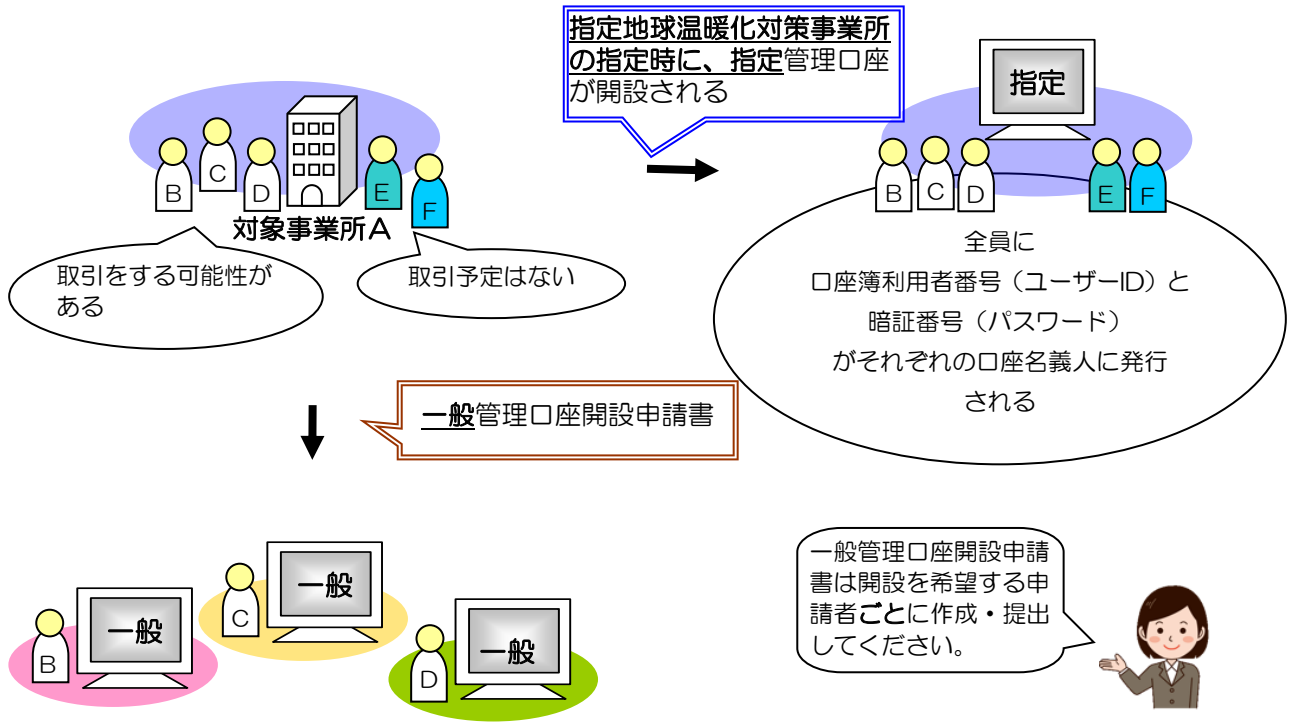

参考 URL	●排出量取引に係る手続のダウンロード先（各種申請書の記入要領もご覧ください。） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

1-5	分　類	排出量取引
	事　例	複数の所有者がいる対象事業所のクレジットの分配について

事　例	対象事業所Ａには、５社（Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社、Ｅ社、Ｆ社）の区分所有者が存在している。総量削減義務制度に係る提出書類については、５社の代表者の連名で提出しており、届出は５社を代表してＢ社が行ってきた。 この度、第二計画期間の超過削減量の有効期限が近づいてきたことを契機にこれを分配することにした。５社で協議したところ、２社（Ｅ社、Ｆ社）は排出量取引する意思はなく超過削減量はいらないという。そこで、残る３社で超過削減量の分配量を決定し、各量をＢ社、Ｃ社、Ｄ社に渡すことになった。Ｂ社とＣ社は一般管理口座を開設しており、Ｄ社は一般管理口座を開設していない。 どのように手続を行えばよいか悩んでいる。
取り得る対応	⑴　移転先となる一般管理口座の整備 一般管理口座は事業「者」ごとに開設する口座です。Ｄ社は一般管理口座を開設してください（「一般管理口座開設申請書」の提出）。 また、一般管理口座を開設しているＢ社とＣ社は、移転元となる指定管理口座と一般管理口座の関連付けがされているかを、総量削減義務と排出量取引システムから一般管理口座の「口座情報照会」で確認してください。関連付けされていない場合は、指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットの移転ができません。関連付けの手続をしてください（「一般管理口座等に係る関連付け申請書」の提出）。なお、この手続は関連付けする一般管理口座の名義人が行います。 ⑵　クレジット移転の手続 移転先の一般管理口座を開設し、指定管理口座からクレジットを３社の一般管理口座に移転するための申請をします（「振替可能削減量振替申請書」の提出）。 申請者は移転元の指定管理口座の名義人です。名義人が複数いる場合は、原則連名で申請します。取引を行わない意向を示したＥ社とＦ社も申請者として記名してください（Ｂ社が排出量取引に関する手続の委任を受けている場合は、Ｂ社以外の押印は省略可能です。）。 なお、同一の指定管理口座から複数の一般管理口座への移転については、１つの申請書で申請を行うことも可能です。申請書の記入方法は記入要領をご参照ください。

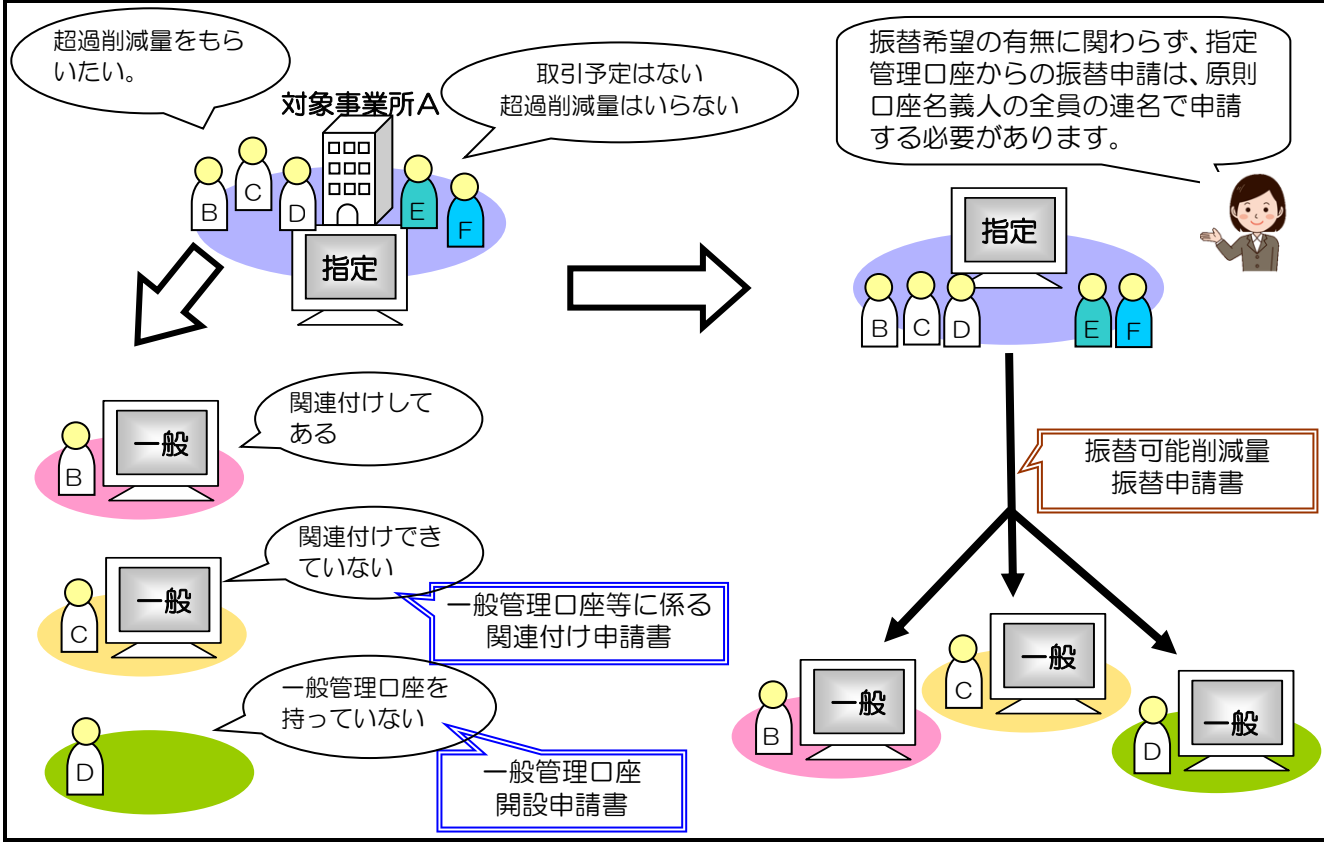

参考 URL	●排出量取引に係る手続のダウンロード先（各種申請書の記入要領もご覧ください。） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

1-6	分　類	排出量取引
	事　例	口座管理者の登録と変更について

事　例	対象事業所Ａには、５社（Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社、Ｅ社、Ｆ社）の区分所有者が存在している。総量削減義務制度に係る提出書類については、５社の代表者の連名で提出しており、届出は５社を代表してＢ社が行ってきた。 Ｂ社が取引に関する申請について調べていると、東京都の制度では口座管理者登録申請があることに気付いた。これは必須ではなく、登録を行う事で手続が簡素化されるようであるが、詳細が不明である。また、数年のうちに、代表者をＢ社からＣ社へ交代することが予定されている。口座管理者を登録したとしても、どう変更したらよいか、変更にどれだけの手間がかかるのかが分からず、登録すべきか迷っている。
取り得る対応	口座管理者を登録することで、指定管理口座に係る申請（例えば、超過削減量の発行・移転に係る、振替可能削減量等発行等申請書・振替可能削減量振替申請書の提出、など）を口座管理者が代表して行うことができます。口座管理者をこれまでと別の法人、個人に変更する場合は、口座管理者の登録（変更登録）として取り扱いますので、これまでの口座管理者の登録を抹消するための申請、新たな口座管理者の登録をするための申請がそれぞれ必要になります。 ● 申請者は、指定地球温暖化対策事業者で、その全員の記名押印が必要です。 ● 指定地球温暖化対策事業所（指定管理口座）ごとに口座管理者を登録することができます。筆頭申請者及び口座管理者が同一人物であれば、一つの申請で、複数の指定管理口座についてまとめて登録（登録抹消）することもできます。なお、二つ以上の指定管理口座に対して口座管理者を登録（登録抹消）する場合、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」と別紙「指定地球温暖化対策事業所一覧」を併せて提出してください。 ● 口座管理者が、申請対象である事業所の指定地球温暖化対策事業者であるか、指定地球温暖化対策事業者ではないかを申請書で指定してください。 ● 申請書の「口座簿利用者番号」で、口座簿利用者番号を発行済か、未発行か指定してください。

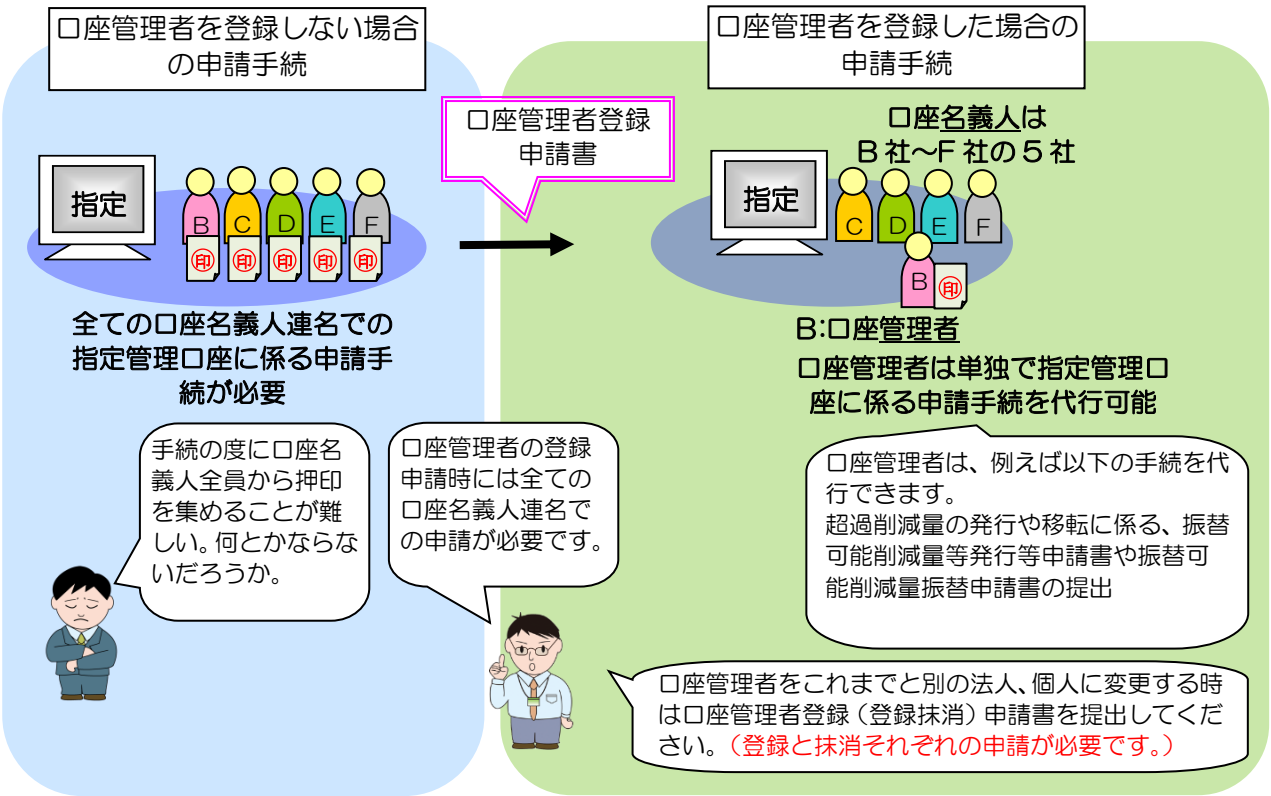

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第２章２⑶、第３章２⑷⑸

1-7	分　類	排出量取引
	事　項	超過削減量の発行と移転について

事　例	Ａ社は特定地球温暖化対策事業所を有している。削減対策の実施によって削減義務案分量を 1,000t-CO_2 上回る削減量を得たため、計画期間の途中ではあるが、超過削減量を発行して排出量取引を行いたいと考えている。既に一般管理口座の開設は受けている。取引先はＢ社と決まったので、Ｂ社の一般管理口座へ超過削減量を移転するために東京都に「振替可能削減量**振替**申請書」を提出しようと思ったが、「総量削減義務と排出量取引システム」（以下「システム」）の残高照会画面を見ると、超過削減量は 0t-CO_2 となっていた。どのようにすれば超過削減量は指定管理口座へ発行されるのか疑問に思っている。
取り得る対応	削減対策の実施等によって得られた削減量（削減計画期間５か年中の１か年目～４か年目までの削減量）は、地球温暖化対策計画書を東京都へ提出することによって、直ちに超過削減量として指定管理口座へ発行されるわけではありません。得られた削減量を超過削減量として指定管理口座へ発行するためには、Ａ社はまず、「振替可能削減量等**発行**等申請書」を東京都へ提出する必要があります（ただし、計画期間終了後、削減量が確定すると、超過削減量が自動的に発行されます。）。さらに、指定管理口座へ超過削減量が発行されたことをシステムの残高照会画面で確認した後、「振替可能削減量**振替**申請書」を東京都に提出することによって、Ａ社の指定管理口座から一般管理口座へ超過削減量が移転されます。移転されたことは、システムの取引履歴詳細で確認できます。以上の行為は、超過削減量を売却するための準備として、Ａ社が必ずしなければならないことです。 次にＢ社の一般管理口座へ超過削減量を移転するためには、「振替可能削減量**振替**申請書」を改めて東京都へ提出する必要があります。東京都の移転手続が完了すると、システムに登録されている連絡先メールアドレス宛てに、移転実行操作を依頼するメールが届きます。また、システムのメニュー画面の新着情報に**「○年○月○日 クレジットの移転手続が完了しました。現在、移転実行待ちとなっております。（取引履歴番号：○○○-○○）」**と表示されます。その後、Ａ社がシステム内で「移転実行ボタン」を押すことで、Ｂ社の一般管理口座への超過削減量の移転が完了します。

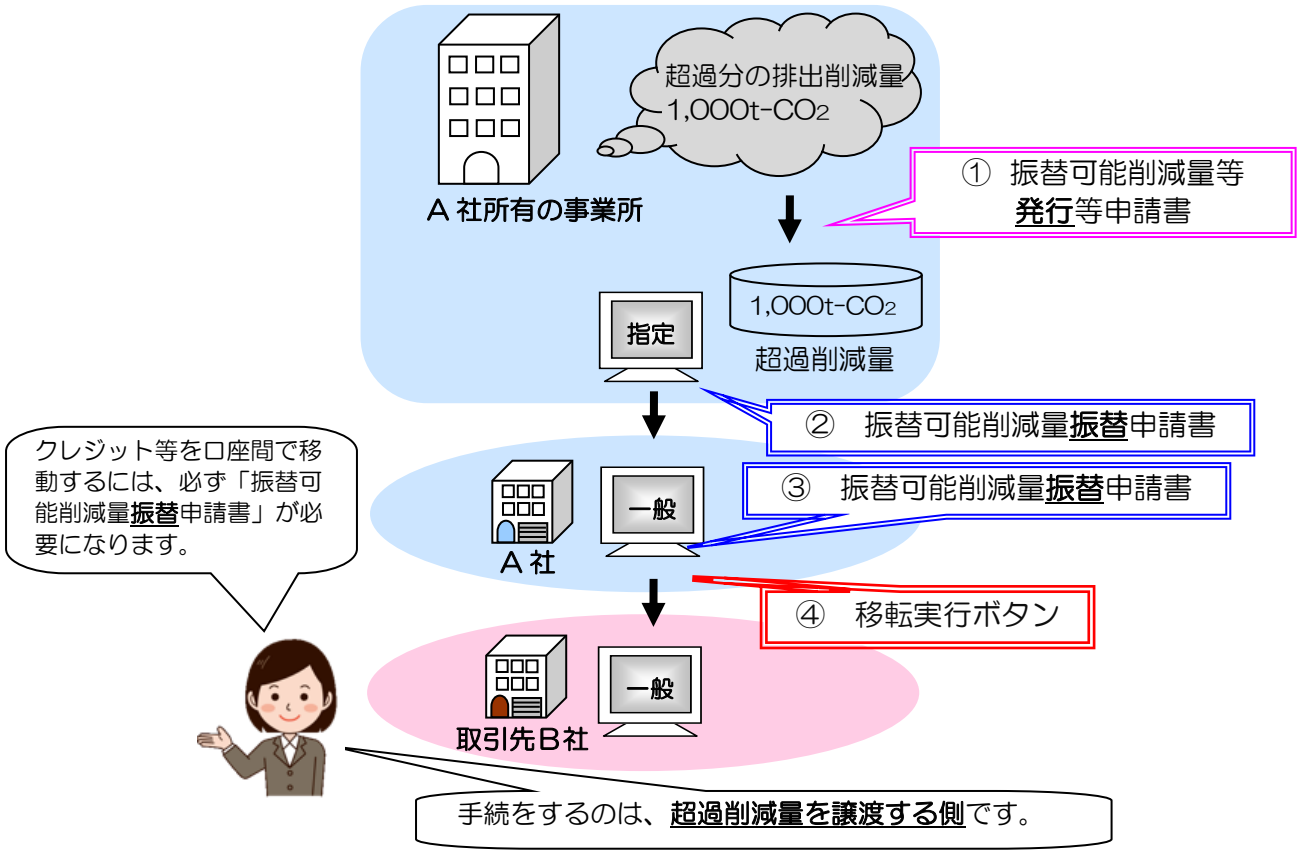

参考 URL	●排出量取引に係る手続のダウンロード先（各種申請書の記入要領もご覧ください。） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html ●システムの『口座保有者向け操作マニュアル』のダウンロード先 https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/download/operationmanual.pdf

1-8	分　類	排出量取引
	事　例	削減義務履行とバンキングの流れ

事　例	Ａ社は特定地球温暖化対策事業所を２つ有している。そのうち、片方の事業所（以下「事業所①」）は、５年間の実績排出量の合計が排出可能上限量の合計を下回り、削減義務を履行できそうである。もう一方の事業所（以下「事業所②」）は、５年間の実績排出量の合計が排出可能上限量の合計を上回り、事業所②の削減義務は履行できない見込みである。事業所①と事業所②で削減義務履行の手続に、どういう違いがあるのか疑問に思っている。なお、Ａ社の一般管理口座は開設済である。
取り得る対応	Ａ社は５年間の実績排出量の合計を確定させるために、2025（令和７）年11月末日までに地球温暖化対策計画書を提出し、東京都による計画書の審査が完了後、「総量削減義務と排出量取引システム」（以下「システム」）において指定管理口座の義務履行状況照会を確認します。その結果、事業所①が、予定どおり削減義務を達成できていれば、Ａ社は事業所①については削減義務履行の手続は不要です。ここで、Ａ社が事業所①の第三計画期間に発生した超過削減量を有しており、それを削減義務の履行に利用しない場合は、翌計画期間に持ち越すことができます（これを「バンキング」といいます。）。 事業所②が削減義務を達成できていない場合は、2026（令和８）年９月末までに、事業所②の削減義務を履行するために、実績排出量が排出可能上限量を上回る部分に相当する量のクレジットを他から取得しなければなりません。事業所①の削減実績から発行した超過削減量を、事業所②へ移転することも可能です。 他から取得したクレジットは一般管理口座に記録されますので、指定管理口座に移転するための「振替可能削減量<u>振替</u>申請書」を東京都へ提出してください。指定管理口座に移転されたクレジットは、自動的に義務充当されます。バンキング等により既に指定管理口座にある超過削減量等については、「義務充当申請書」を東京都へ提出することで、任意のタイミングで義務充当できるほか、義務履行期限の30日前に、自動的に義務充当されます。 なお、削減義務が達成された場合、東京都からの通知はありません（システム上で義務履行状況をご確認ください。）。

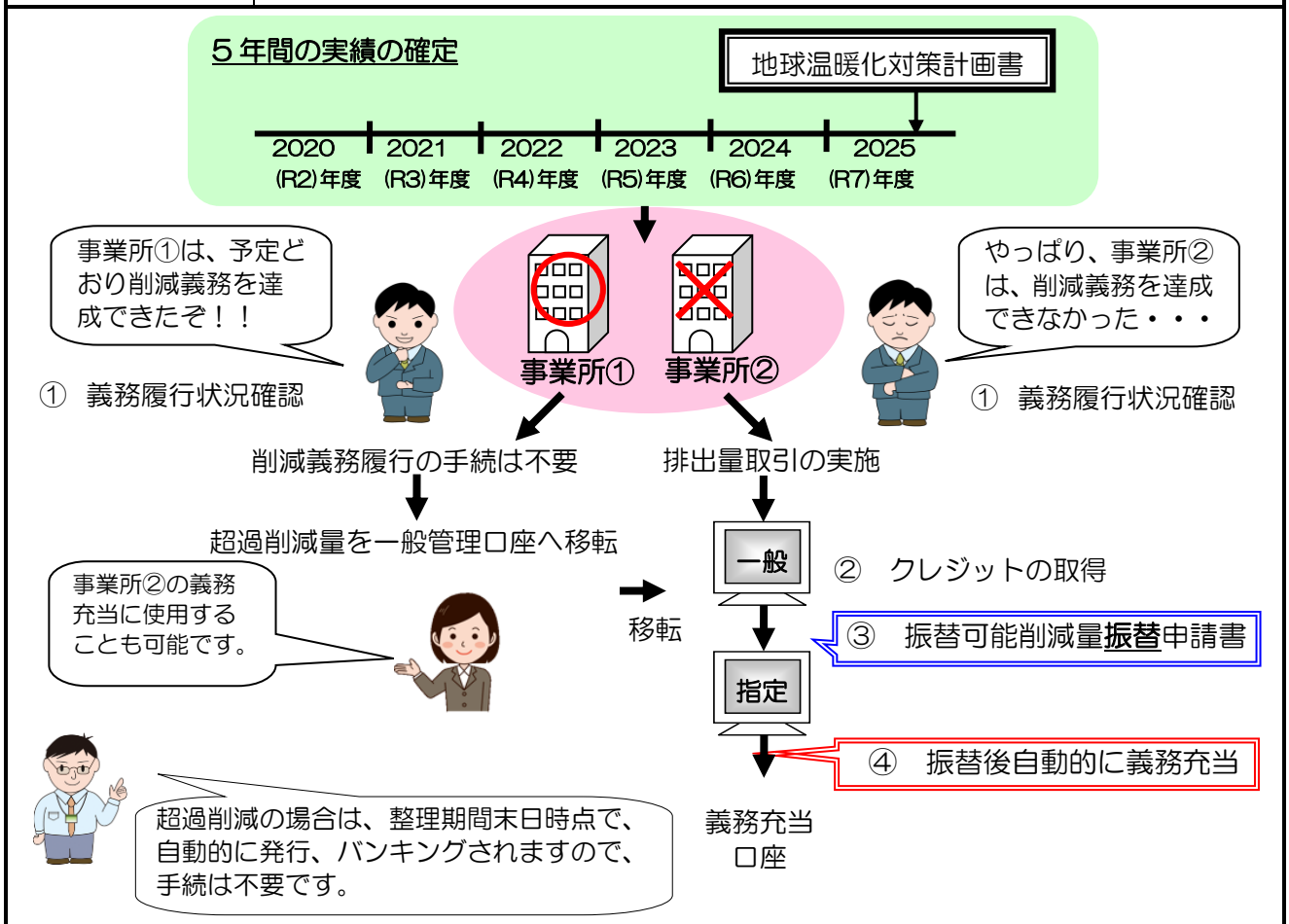

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章３、第３章４～７

1-9	分　類	排出量取引
	事　例	指定取消しを受けた事業所の取引について

事　例	Ａ社は特定地球温暖化対策事業所を有している。この事業所はリニューアル工事により、前年度の排出量が 1,000kℓ未満となったため、指定地球温暖化対策事業所の廃止届を東京都へ提出した。 本事業所の特定温室効果ガスの排出状況は、第三計画期間の初年度から排出可能上限量を下回り続けていた。一般管理口座の開設を受けたものの、指定の取消しを受けると、保有している超過削減量も取り消されてしまうのではないか、と心配している。
取り得る対応	Ａ社は「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」を受けた後、「総量削減義務と排出量取引システム」の指定管理口座の義務履行状況照会で、自らの事業所の削減義務履行状況を確認してください。超過削減の場合、変更後の削減義務期間内に生じた超過削減量（当該計画期間内分）が自動的に指定管理口座へ発行されます。保有する当該事業所の超過削減量は、「振替可能削減量振替申請書」により速やかにＡ社の一般管理口座へ移転してください。一般管理口座へ移転した超過削減量は、他社へ売却するか又はリニューアル後に再び特定地球温暖化対策事業所になった場合に、その超過削減量の有効期間内であれば義務履行に利用することができます。なお、第三計画期間の超過削減量は、第四計画期間の削減義務に利用可能です。 また、手続の最後に東京都から送付される「指定（特定）地球温暖化対策事業所指定取消通知書」の通知後、30 日以内に超過削減量を一般管理口座に移転されない場合は、指定管理口座の廃止とともに残っているクレジットも抹消されますのでご注意ください。

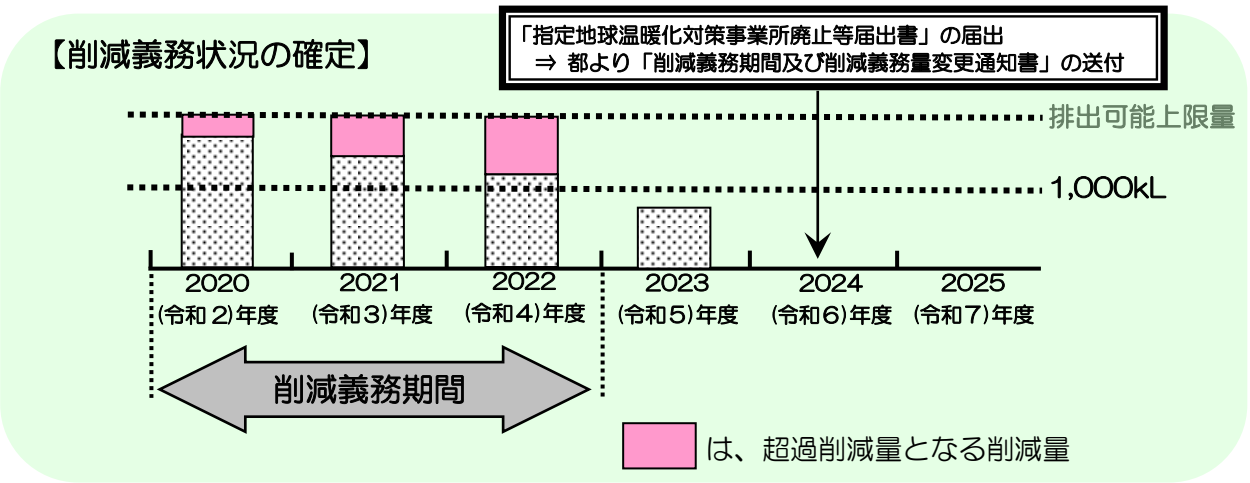

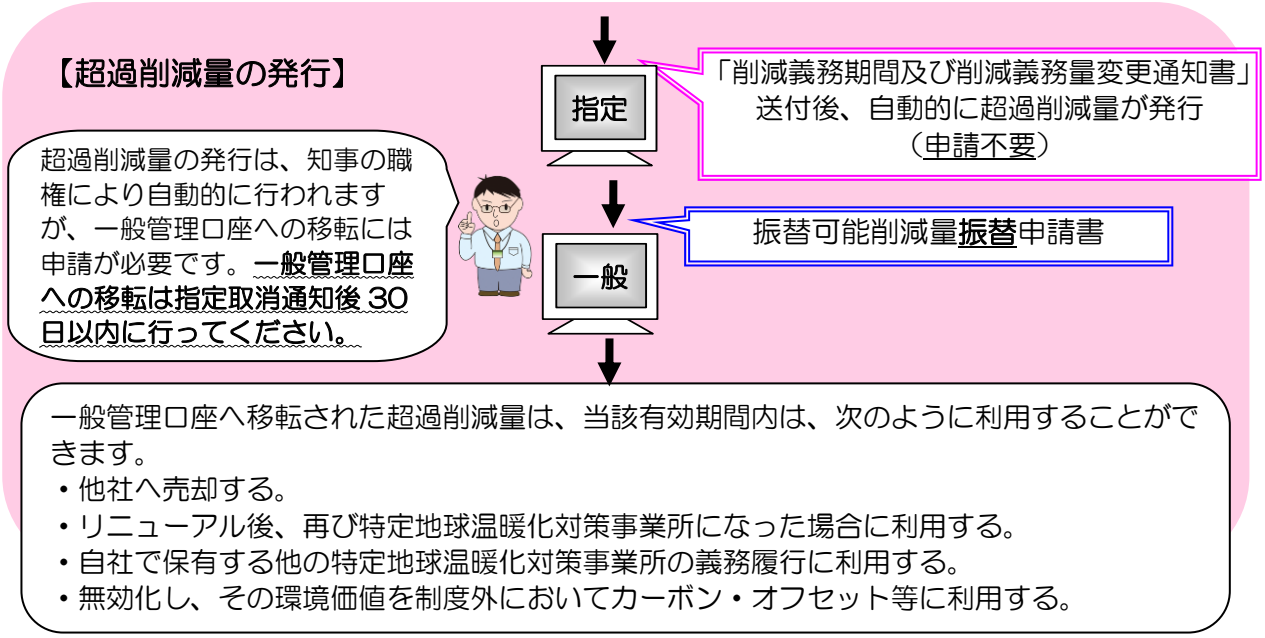

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章５

1-10	分　類	排出量取引
	事　例	建物の所有者に変更があった場合の手続について

事　例	Ａ社は特定地球温暖化対策事業所を所有していたが、都合によりＢ社に売却した。Ａ社は、一般管理口座の開設を受けており、この事業所の指定管理口座と関連付けている。 一方のＢ社も、既に一般管理口座の開設を受けているので、当該指定管理口座と関連付けたいと考えている。
取り得る対応	【新所有者Ｂ社の手続】 Ｂ社は指定地球温暖化対策**事業者変更届出書（以下「事業者変更届出書」）**により、事業所の指定管理口座の口座名義人を変更します。また、事業者変更届出書の別紙により、指定管理口座の口座名義人以外の登録情報（振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先等）も変更できます。この手続により新たな事業者Ｂ社の口座簿利用者番号と暗証番号が発行されます。 Ｂ社は自己の一般管理口座を指定管理口座に関連付けるために「一般管理口座等に係る**関連付け**申請書」を提出します。 【旧所有者Ａ社の手続】 Ａ社は指定地球温暖化対策事業者（義務者）ではなくなるため、「特定一般管理口座等に係る**関連付け解除**申請書」を提出して自己の一般管理口座と指定管理口座の関連付けを解除します。 【留意事項】 指定管理口座にある超過削減量を、Ａ社Ｂ社のいずれの持ち分とするかは、両者間で協議の上決定してください。 仮にＡ社の持ち分とする場合には、Ａ社の一般管理口座へ移転する必要があります。この場合、事業者変更届の提出前まではＡ社自身で移転申請が可能ですが、事業所の指定管理口座の口座名義人をＢ社へ変更する届出を行った後は、Ｂ社の指定管理口座からＢ社の一般管理口座を介してＡ社の一般管理口座に移転する手続きが必要になることにご留意ください。

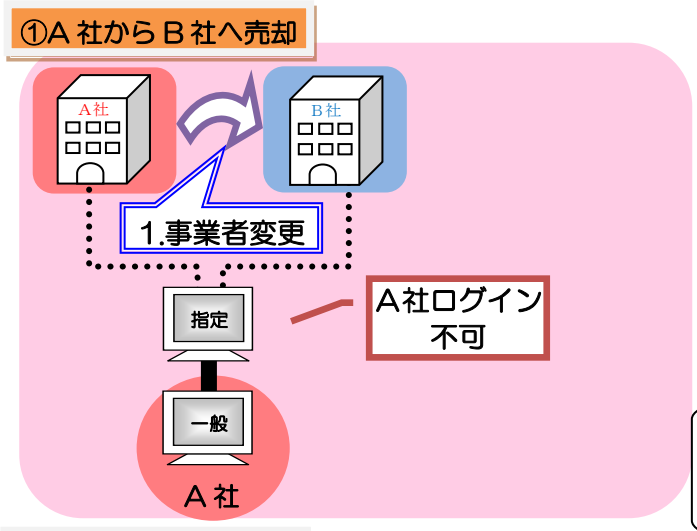

義務者の変更により口座名義人も変更されます。
この手続により、Ｂ社の口座簿利用者番号と暗証番号が発行されます。

Ａ社が超過削減量を取得する場合は、事業者変更前にＡ社の一般管理口座に移す手続が必要です。

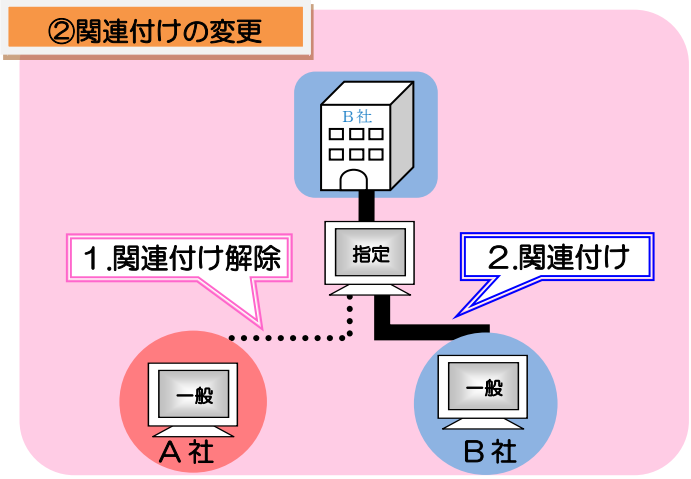

Ａ社の手続

1．特定一般管理口座等に係る関連付け**解除申請書**

Ｂ社の手続

1．指定地球温暖化対策事業者変更届出書
　（口座名義人の変更及び連絡先情報等の変更）
2．一般管理口座に係る関連付け申請書

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章３

1-11	分　類	排出量取引
	事　例	超過削減量の発行可能量

事　例	「総量削減義務と排出量取引システム」の義務履行状況画面を確認している。 「排出削減量から１年度当たりの削減義務量を引いた値」と「超過削減量発行可能量」の数値が異なるのはなぜか分からない。
取り得る対応	「超過削減量発行可能量」は、基準排出量の２分の１を超えない範囲の削減量から、各年度の削減義務量（基準排出量に削減義務率を乗じた値）を減じた量となります。発行可能な数量に上限があるため、基準排出量の２分の１を超える削減を達成されている年度は、２分の１を超えた分の削減量については超過削減量として発行できません。

超過削減量発行可能量の考え方

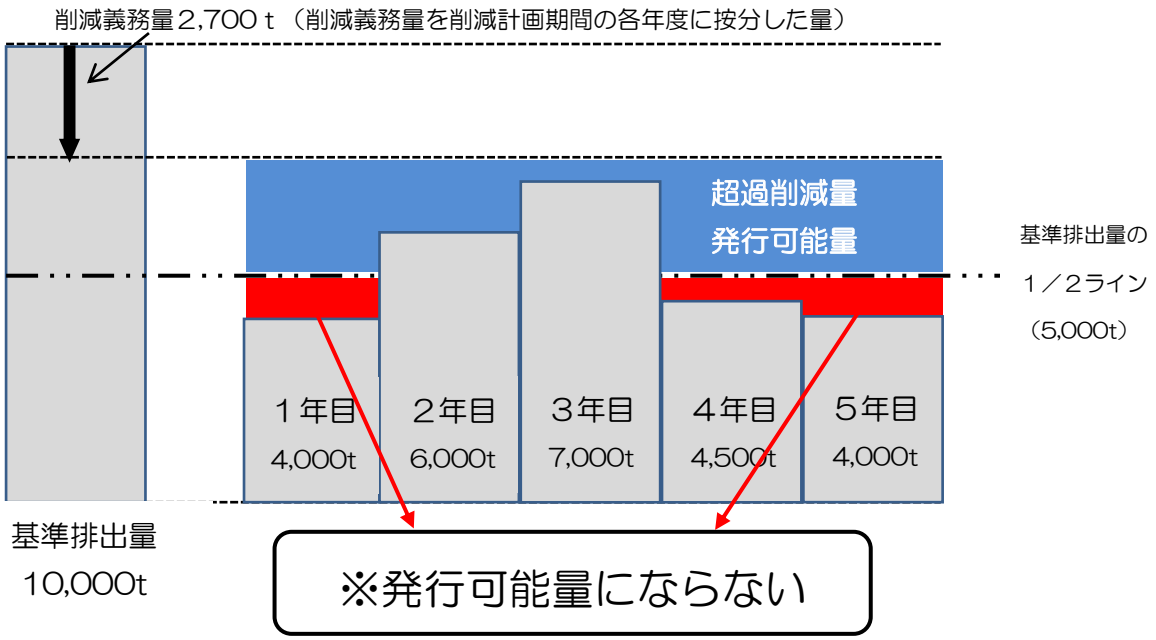

超過削減量発行可能量＝
基準排出量－削減義務量－特定温室効果ガス排出量（実績）

「総量削減義務と排出量取引システム」では、「超過削減量発行可能量」は各年度単位ではなく、計画期間の累計値で表示されています。

決定及び予定の量	基準排出量						
	削減義務率						
	排出上限量						
	削減義務量						
実績	特定温室効果ガス排出量	4,000	6,000	7,000	4,500		
	排出削減量	6,000	4,000	3,000	5,		
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量		6,000	4,000	3,000	5,500	6,000	24,500
超過削減量発行可能量		2.300	3,600	3,900	6,200	8,500	

残りの削減義務期間における排出上限量	10,500 t-CO2
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0 t-CO2
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量（a）	0 t-CO2

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章４

1-12	分　類	排出量取引
	事　例	その他ガス削減量を用いた超過削減量の発行

事　例	その他ガス削減量を所有しているが、その使い道がよく分からない。
取り得る対応	特定温室効果ガス削減量がある場合、その他ガス削減量を義務充当することにより、削減量を増やし、超過削減量として発行できる量を増やすことができます。ただし、その他ガス削減量を義務充当できる量は削減義務量までです。 その他ガス削減量は、その事業所にしか使用できませんが、超過削減量として発行することで、排出量取引により、他の事業所への移転ができます。 なお、削減量が０の場合には、他のクレジットと同様に削減不足分に対してその他ガス削減量を義務充当することが可能です。

①削減量が削減義務量以上の場合（超過削減）

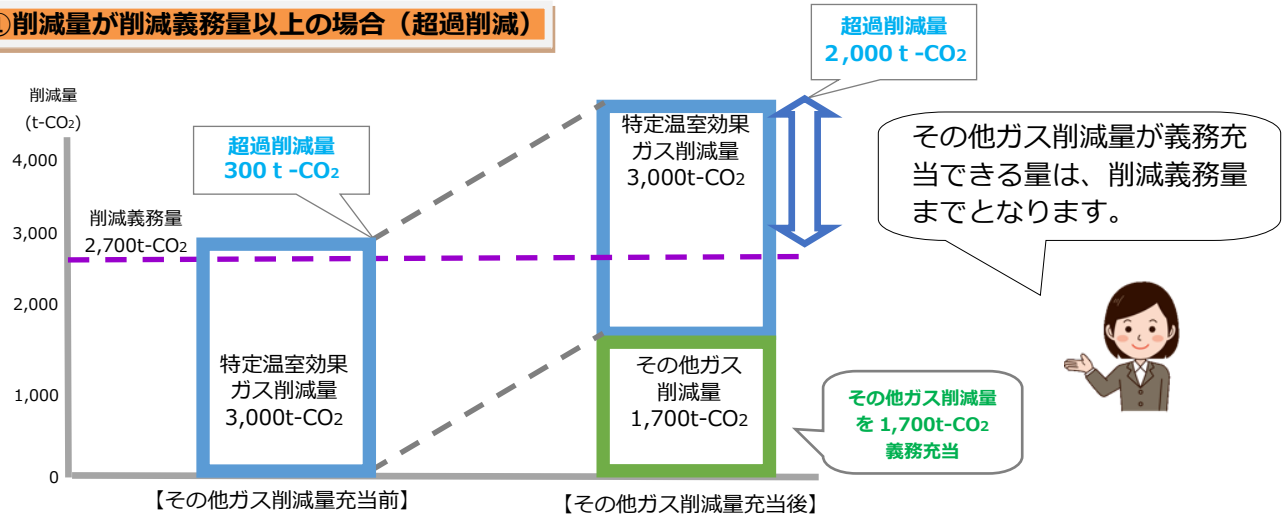

②削減量が削減義務量未満の場合(削減不足)

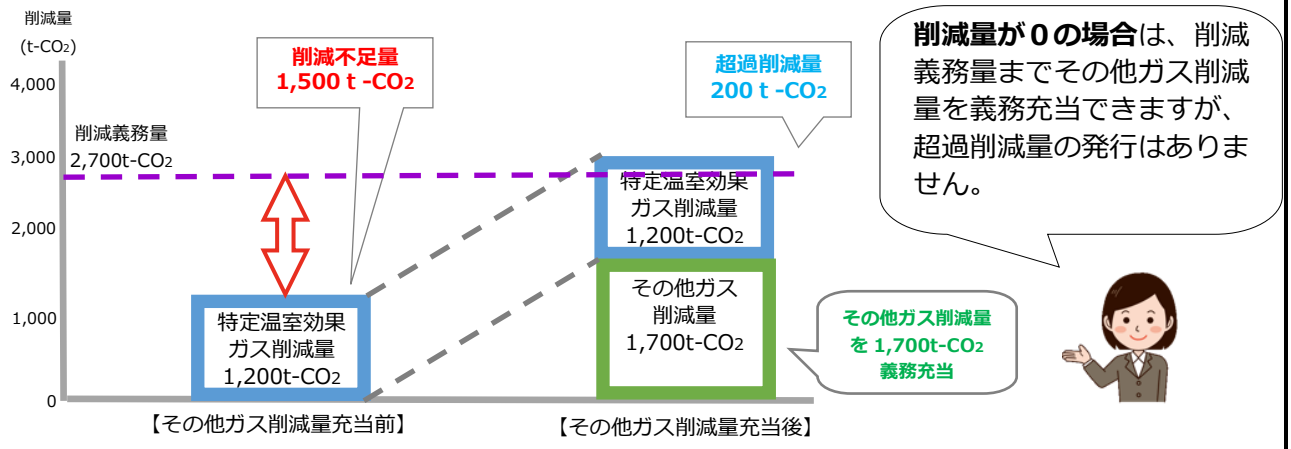

※計画期間終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、知事の職権により超過削減量が発行されます。

手続の流れの例

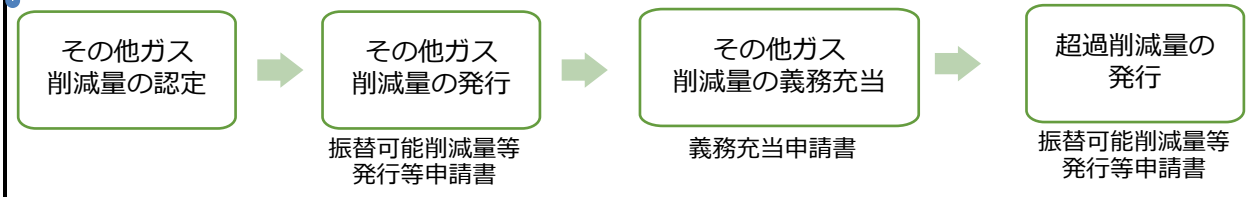

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章４

1-13	分　類	排出量取引
	事　例	その他ガス削減量の義務充当

事　例	削減が不足する見込みである。その他ガス削減量があるのだが、義務充当に利用できるか。
取り得る対応	利用可能です。削減不足量に応じて、その他ガス削減量の義務充当できる量が異なります。削減不足量が削減義務量より少ない場合、特定温室効果ガス削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増やすことができる場合があります。（①） 削減不足量が削減義務量以上の場合は、削減不足量まで義務充当することができます。（②） その他ガス削減量は、その事業所の義務履行のみに使用することができます。排出量取引により、他の事業所へ移転することができませんのでご注意ください

①削減不足量が削減義務量より少ない場合

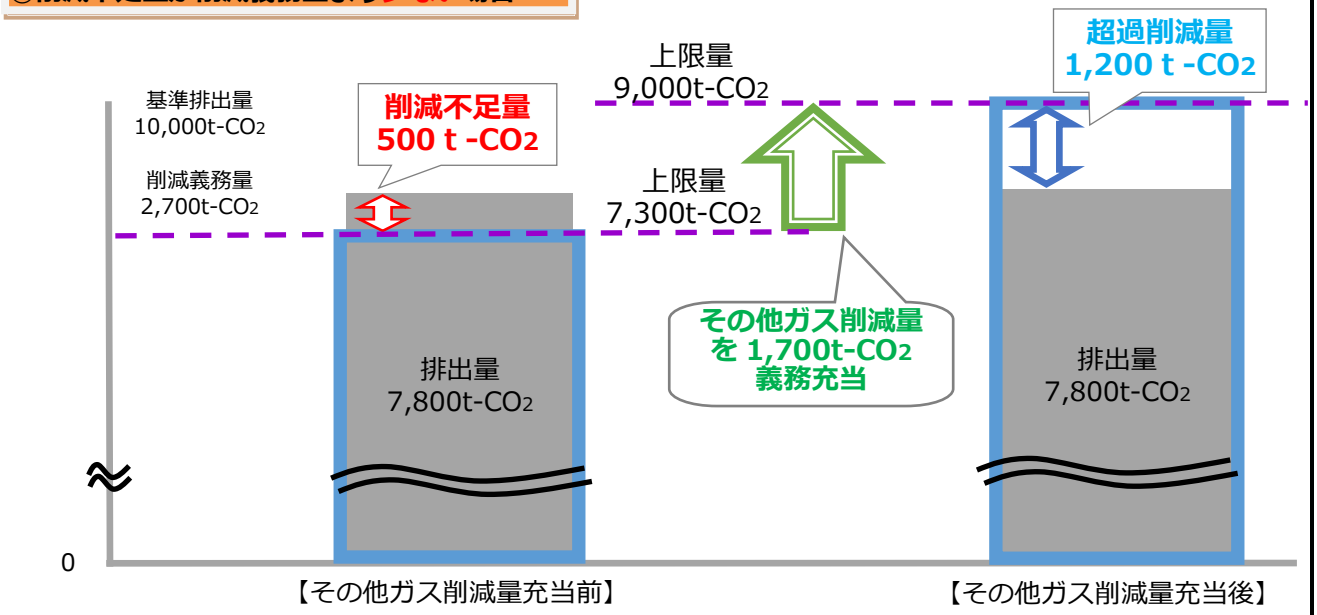

②削減不足量が削減義務量以上の場合

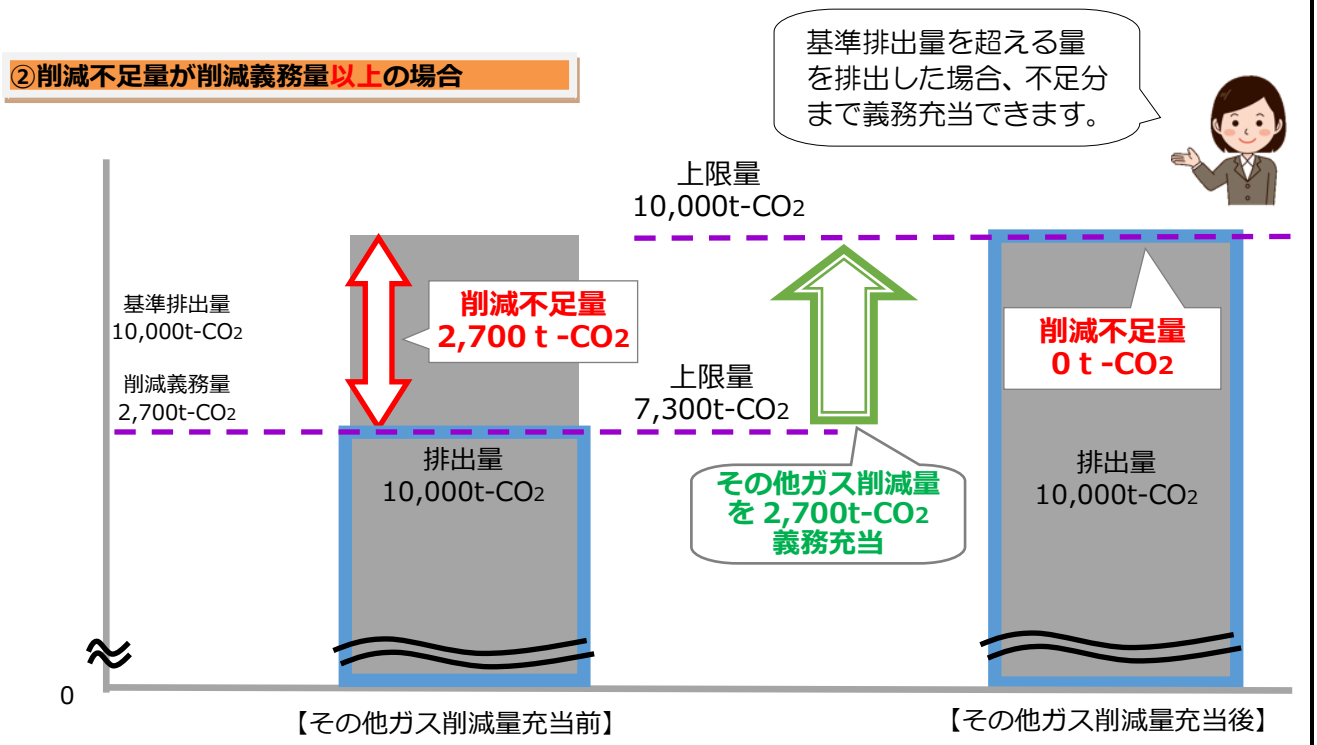

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章４

1-14	分　類	排出量取引
	事　例	義務充当の手続における留意点

事　例

特定地球温暖化対策事業所で、第三計画期間に 1500t-CO_2 の削減不足量がありクレジットによる義務充当を予定している。

事業所は今後設備の更新を予定しており、第四計画期間は排出量取引を実施せず、自らの削減で削減義務を達成したいと思っているが、万一に備えて来期もクレジットを保有しておきたい。現在、他社との取引により、既に一般管理口座にクレジットを保有し、クレジットを保有している。購入したクレジットは、以下の①②である。なお、指定管理口座には自社で創出した第二計画期間の超過削減量を 500t-CO_2 保有している。

① 超過削減量（第二～第三計画期間の義務履行に利用可能）：500t-CO_2

② 超過削減量（第三～第四計画期間の義務履行に利用可能）：700t-CO_2

義務充当の手続に当たって留意すべき点はあるか。

取り得る対応

2016（平成 28）年度の規則改正により、義務充当は申請によらず自動で行われます。なお、以下の２点に留意して、義務履行期限までに必要量を義務充当してください。

⑴　自動充当のタイミングとクレジットの保管先

一般管理口座に調達したクレジットを義務充当する場合は、一般管理口座から指定管理口座に移転すること（「振替可能削減量振替申請書」の提出）によって、自動的に義務充当口座に移転されます。（指定管理口座に別途保有しているクレジットは移転されません。）

一方で、指定管理口座に別途保有しているクレジットは、義務履行期限日の 30 日前の翌日（期日）に削減不足量がある場合に、自動的に義務充当口座に移転されます。この場合、指定管理口座にあるクレジットの有効期間を問わず、クレジットシリアル番号の若い順に充当されます。

⑵　クレジットの有効期間

保有するクレジットの有効期間が異なるため、義務充当に利用するもの、翌計画期間にバンキングするものを分けて、各必要な口座へ移転、又は保管する必要があります。

なお、義務充当口座に移転したクレジットは、結果的に義務履行に使用しなかった場合、指定管理口座や一般管理口座に戻すことができません。ただし、クレジットの有効期間内は、義務充当量として利用可能です。

※事例の場合、有効期間が第四計画期間までである超過削減量（２００t-CO_2）を保有しておくため、指定管理口座にあるクレジット（500 t-CO_2）が自動充当されることを前提に①の全量（500 t-CO_2）と②の必要量（500 t-CO_2）を指定管理口座に移転することで義務充当できます。

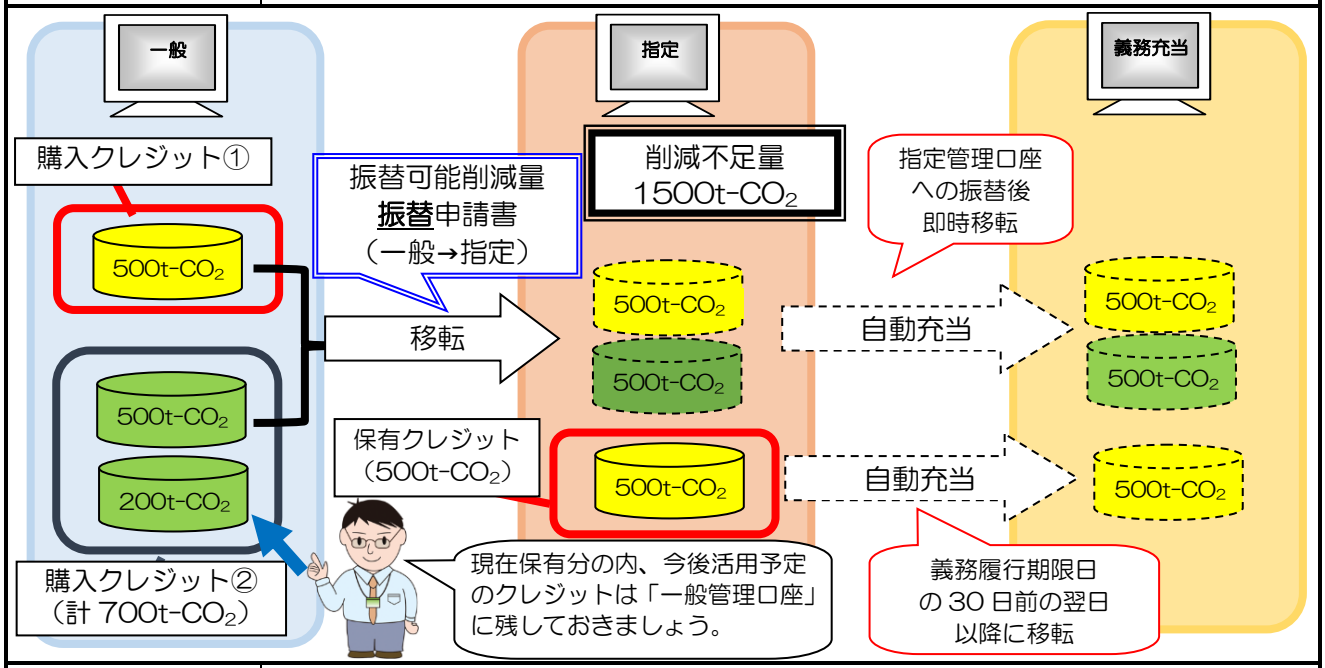

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章７

1-15	分　類	排出量取引
	事　例	総量削減義務と排出量取引システムで利用するユーザーID とパスワード

事　例	指定管理口座と一般管理口座の両方を開設している。【郵送で通知として送られてきた口座簿利用者番号（ユーザーID）とパスワード】と【メールで送られてきたユーザーID とパスワード】がある。 一般管理口座の口座情報を閲覧するため、メールで送られてきたユーザーID とパスワードを使って、総量削減義務と排出量取引システムにログインしたが、口座情報を閲覧することができない。どうしたらよいか。
取り得る対応	システムで利用するユーザーID は５種類あります。それぞれ役割が異なるため、正しいユーザーID を使用する必要があります。 一般管理口座の口座情報を閲覧するためには、一般管理口座の口座名義人用の口座簿利用者番号（ユーザーID）とパスワードを使って総量削減義務と排出量取引システムにログインしてください。（事例の場合は連絡先担当者用のユーザーID とパスワードを使用して口座情報を閲覧しようとしていました。）

システムで利用するユーザーID 等

ユーザーID の種類	ユーザーID を持っている人	できること	通知方法
①指定管理口座の口座名義人用ユーザーＩＤ（口座簿利用者番号）	指定管理口座の口座名義人	・口座情報照会 ・義務履行状況照会 ・残高照会 ・取引履歴照会	通知書（郵送）
②一般管理口座の口座名義人用ユーザーＩＤ（口座簿利用者番号）	一般管理口座の口座名義人	・口座情報照会 ・残高照会 ・取引履歴照会 ・クレジット振替の移転実行 ・見積受付情報登録・変更 ・見積受付登録事業者照会 ・第２パスワードの新規設定・変更	通知書（郵送）
③指定管理口座の連絡先担当者用ユーザーID	指定管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール
④一般管理口座の連絡先担当者用ユーザーＩＤ	一般管理口座の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール
⑤ 事業所連絡先担当者用ユーザ ID	事業所の連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用 ・過年度の「地球温暖化対策計画書」等ダウンロード機能の利用	メール

メールで届いたユーザーID とパスワードを使って一般管理口座の口座情報を閲覧しようとしたら、メニュー画面に「メッセージ履歴一覧」のボタンしかありません。

口座のユーザーID は「口座名義人用」と「連絡先担当者用」のものがあります。
「連絡先担当者用」のユーザーID でシステムにログインしても、口座情報の閲覧はできません。口座名義人用のユーザーID を使用してください。
口座名義人用のユーザーID とパスワードは通知書が郵送で送られています。

参照ガイドライン	取引システム操作マニュアル（口座保有者）　１、２、４ 排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章２

1-16	分　類	排出量取引
	事　例	総量削減義務と排出量取引システムにおける移転実行の実施方法

事　例	一般管理口座と一般管理口座の間でクレジットを移転するため、東京都に振替可能削減量振替申請書を提出した。東京都の審査が完了し、連絡先担当者に「クレジットの移転手続が完了しました。現在、移転実行待ちとなっております。」というメッセージがメールで届いた。総量削減義務と排出量取引システムでどのように操作したらよいのか。
取り得る対応	総量削減義務と排出量取引システムで、一般管理口座（一般管理口座の口座名義人用ユーザーＩＤとパスワード）にログインし、まず第２パスワードを設定してください。（①） 次に移転実行の操作をする取引履歴を検索し（②）、取引履歴（移転内容）の詳細を確認後（③）、移転実行の操作をしてください。（④） 最後に移転実行の操作が完了したことを確認してください。（⑤）

システム操作の流れ

① 第２パスワード新規設定 → ② 取引履歴（移転実行待ち）の検索 → ③ 取引履歴の詳細を確認 → ④ 第２パスワード入力・移転実行 → ⑤ 移転結果の確認

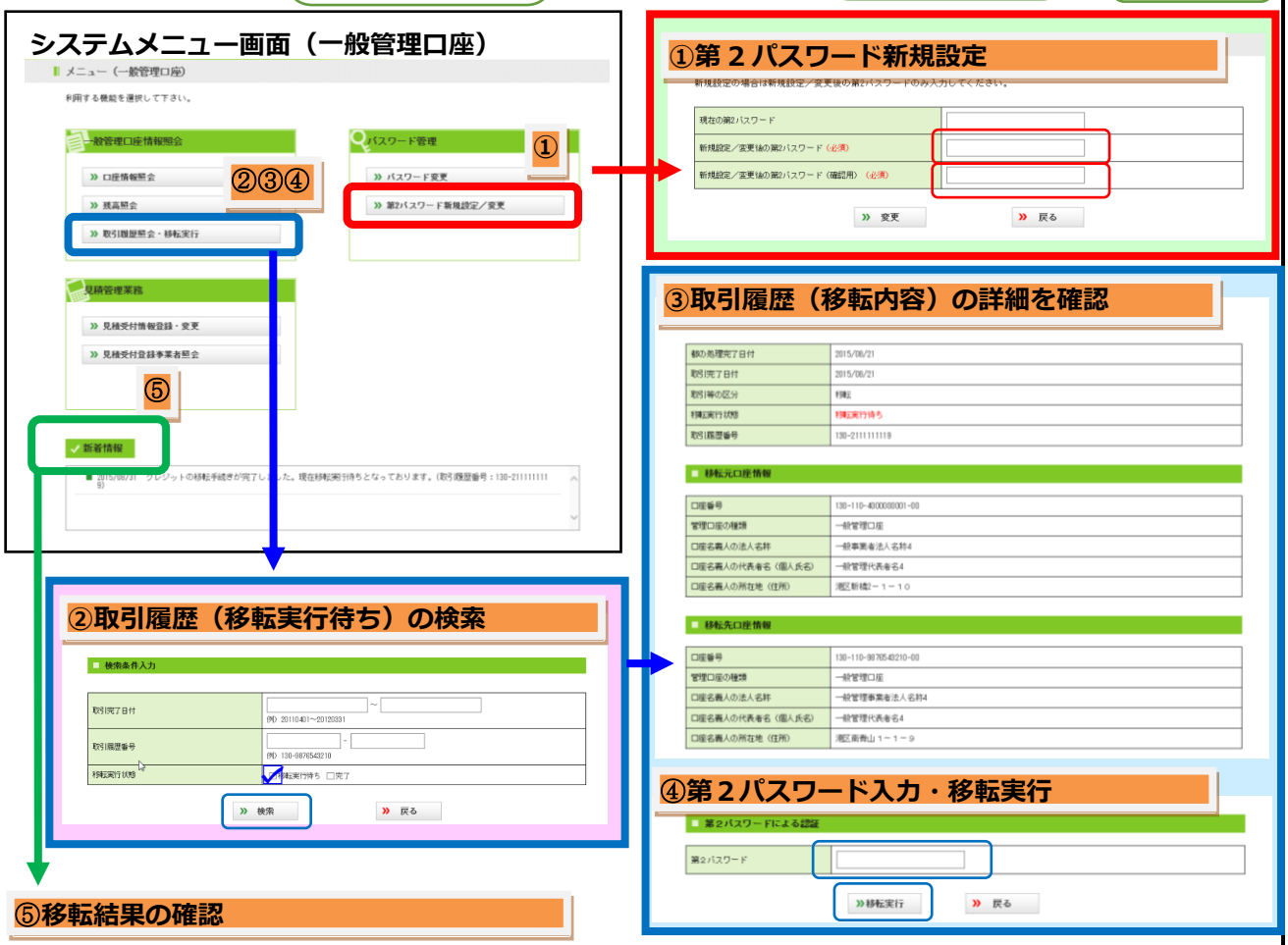

一般管理口座から一般管理口座へのクレジット等の移転は、都への移転申請後、都がシステムに入力した時点では、まだ完了していません。
移転申請者がシステムから「移転実行」の操作を行う必要があります。

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章５ 取引システム操作マニュアル（口座保有者）６(7)

1-17	分　類	排出量取引
	事　例	購入するクレジット量と削減義務履行状況の確認方法

事　例	特定地球温暖化対策事業所であるＡ事業所は、削減不足となり、排出量取引が必要である。排出量取引にあたり、購入するクレジット量を決めるため、削減不足量等を確認したいと考えている。また、義務履行を行った場合どのように確認したらよいか分からない。
取り得る対応	購入が必要となるクレジット量は、総量削減義務と排出量取引システムから確認することができます。 指定管理口座名義人のユーザ ID でログインし、義務履行状況確認画面を開いてください。計画期間全体の排出量等の確定後、「前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量」の欄に【①不足する削減量】が表示されます。また、「クレジット保有状況」の「第２期クレジット」の欄に【②バンキングしたクレジットの保有量】が表示されます。 一方、一般管理口座のクレジット保有量を確認する場合は、一般管理口座名義人のユーザ ID でログインすることが必要です。残高照会画面を開くと、【③クレジット保有量】が表示されます。 これらの３つの情報から、購入が必要となるクレジット量を確認します。 購入が必要となるクレジット量＝【①不足する削減量】－【②バンキングしたクレジット量】－【③クレジット保有量（一般管理口座）】 義務充当（自動または申請による）が行われ、義務履行された場合も、総量削減義務と排出量取引システム（指定管理口座）から確認することができます。（東京都からの通知はありません。）

義務履行前

□ 義務履行状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2	Ⅰ-2		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		

残りの削減義務期間における排出上限量	-1,100	t-CO_2
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量		t-CO_2
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO_2
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	0	t-CO_2

【①不足する削減量】

□クレジット保有状況

第1期クレジット		t-CO_2
第2期クレジット	500	t-CO_2
第3期クレジット		t-CO_2

【②バンキングしたクレジットの保有量】

取引・義務履行後

整理期間	削減義務期間合計
	50,000
	38,600
	11,400
1,100	1,100
	11,400

0	t-CO_2
0	t-CO_2
0	t-CO_2
0	t-CO_2

	t-CO_2
	t-CO_2
	t-CO_2

バンキング（500t-CO_2）と取引（600t-CO_2）により不足量を充当

義務充当により0t-CO_2に変更

バンキングしたクレジットの使用により0t-CO_2に変更

【削減義務が履行された場合】
義務履行状況については、総量削減義務と排出量取引システムから確認することができます。
義務が履行された場合、東京都から通知は行いません。

購入するクレジット量は
①不足する削減量
②バンキングしたクレジットの保有量
③一般管理口座のクレジット保有量から
判断してください。

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章７ 取引システム操作マニュアル（口座保有者）５⑷

1-18	分　類	排出量取引
	事　例	一般管理口座の更新手続

事　例	指定地球温暖化対策事業所であったＡ事業所は、指定取消となった。この事業所の所有者であったＢ社は一般管理口座に超過削減量を保有しており、翌計画期間に排出量取引をしようと考えている。 しかし、Ｂ社は既に指定地球温暖化対策事業者ではないため、今後も一般管理口座を使い続けることができるか、心配している。
取り得る対応	指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者が開設している一般管理口座は、開設日に関わらず、整理期間の末日の経過によって廃止となります（口座の有効期限）。この要件に該当しているかどうかは、有効期限の満了日を基準に判断します。事業所の指定取消によってこの要件に該当した場合も同様です。 翌計画期間も継続してこの一般管理口座を使用したい場合は、東京都に対し、一般管理口座の更新手続が必要です。 ＜更新期間＞ 口座の有効期限の属する年度の４月１日から９月30日まで （第三計画期間にあっては、2026年４月１日から９月30日まで） ＜必要書類＞ ・一般管理口座更新申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ） ＜手数料＞ 12,400円 （国又は地方自治法第１条の３に規定する地方公共団体等、特定の者は免除の対象）

● 対象となる口座

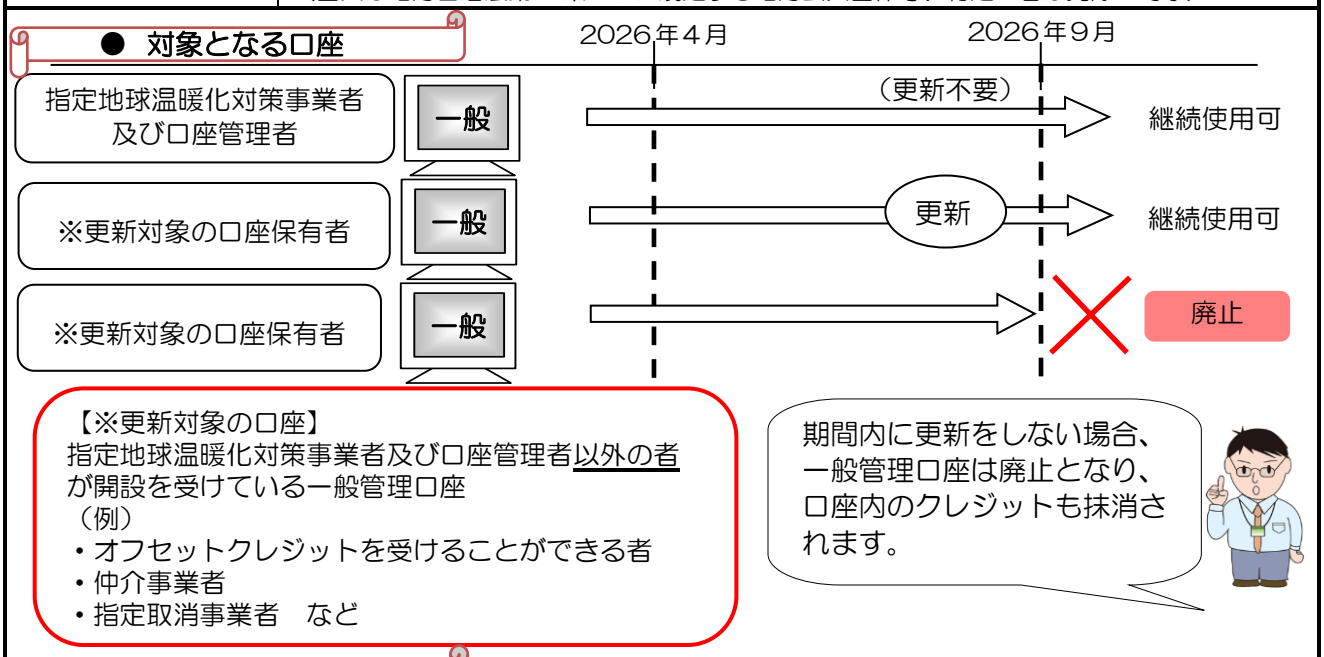

● 更新手数料の支払方法

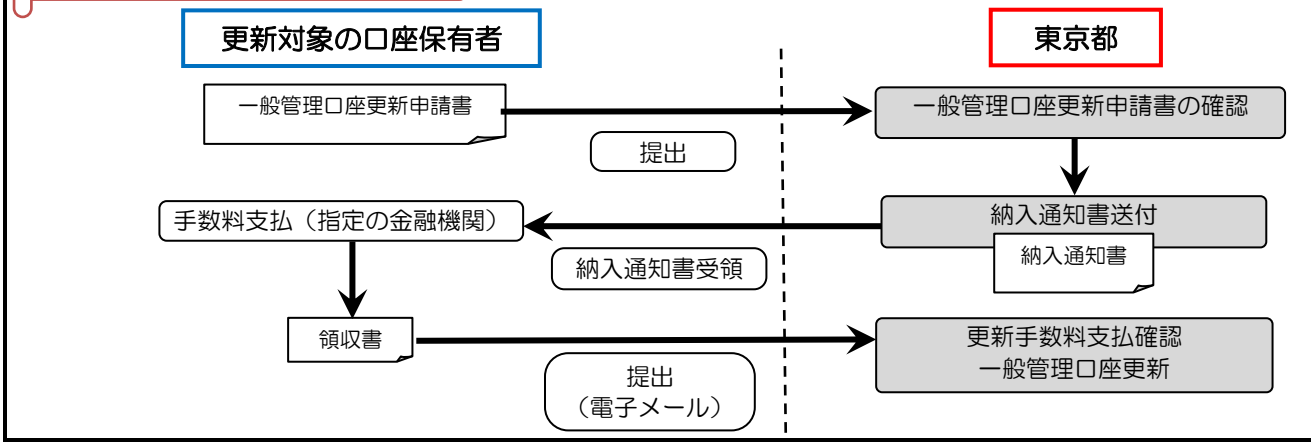

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章３

1-19	分　類	排出量取引
	事　例	排出量取引における留意点

事　例	Ａ社は、第三計画期間は削減義務量に不足する削減量が生じる見込みなので、排出量取引でクレジットを調達し、義務充当する予定である。クレジットを購入する際に留意するべき事項はあるか。 なお、事業所では、今後設備の更新を予定しているが、試算では第四計画期間内は、まだ削減対策だけでの削減義務の達成が難しい。今回の排出量取引で、第三計画期間と第四計画期間の両方の義務履行に使えるクレジットを確保しておきたい。
取り得る対応	クレジットを購入する際の留意事項としては、【クレジットの有効期間】、【クレジットの種類による使用上の制限等】が考えられます。 排出量取引に際しては、購入するクレジットの条件を明確にして、見積依頼等を行ってください。 ①　【クレジットの有効期間】 クレジットは、個々に、その削減量が創出された計画期間に応じた「有効期間」が定められています。 売り手となる事業者に、義務充当に使用したい計画期間を伝えるか、若しくは、売り手となる事業者から取引対象となるクレジットの有効期間に関する情報を提示してもらうなど、今後のクレジットの利用に見合った有効期間のものであるかを確認してください。 ②　【クレジットの種類による使用上の制限等】 ＜都外クレジットを利用する場合＞ 「都外クレジット」は、義務充当に使用できる量に制限（削減義務量の 1/3 まで）があります。 事業所の削減義務量と不足する削減量を考慮して、購入量を調整してください。都外クレジットと他のクレジットを組み合わせて購入する、翌計画期間へ持ち越すことを前提として（上記①に留意して）必要量を購入するなど、利用方法を検討してください。 ＜埼玉連携クレジットを利用する場合＞ 「埼玉県の超過削減量」の中で東京都の排出量取引に利用できるものは、基準排出量が１５万ｔ-CO_2以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された場合に限られます。 「東京都の制度対象の事業所の義務履行に利用する」ことを明確にしたうえで購入してください。

見積依頼等にあたっての検討事項

購入希望数量（t-CO_2単位）
購入希望時期
見積書提示希望日
連絡先
補足事項
・購入を希望するクレジットの種類
・クレジットの有効期間

排出量取引を行うにあたっては、購入するクレジットを今後どのように使っていくかを考慮して、これらの事項を整理してから見積依頼等を進めるとスムーズです。

・「都外クレジット」を購入対象に含める場合は、事業所の削減義務量の 1/3 までが充当の上限量です。購入量を調整しましょう。

例）削減義務量：2,700t-CO2
　　削減不足量：1,000t-CO2
　＜購入予定クレジット＞
　　都外クレジット：900t-CO2（第二、第三）
　　超過削減量：1000t-CO2（第三、第四）
　　→超過削減量は 100t-CO2 を充当して残りをバンキング（持越し）して翌期に利用。

・「埼玉連携クレジット」を購入対象に含める場合は、東京都で義務履行に利用することを明確にしましょう。
・移転しようとするクレジットの創出元が埼玉県の目標設定型排出量取引制度において基準排出量 15 万 t-CO2 以上の場合、東京都への移転ができません。

※クレジット保有事実や有効期間を確認するには、売り手となる事業者に対し、「削減量口座簿の情報参照画面」又は都が（申請により）交付する「記録事項証明書」の提示を依頼する方法が考えられます。

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第１章４、参考資料

2-1	分　類	都内中小クレジット
	事　項	算定・申請可能な事業所

事　例	Ａ社は、東京都内に中小規模の事業所を持つ企業である。環境への負荷を懸念し、温室効果ガスの削減対策に積極的に取り組むことにしている。温室効果ガスの削減実績を都内中小クレジットに変換して他社と取引したいと考えている。
取り得る対応	申請にあたり「必要な要件」「都内中小クレジットの算定方法」「都内中小クレジットとしての発行方法」について、都内中小クレジット算定ガイドラインを参照して確認してください。

① 都内中小クレジットの申請可能な事業所の要件

●都内にあり、指定地球温暖化対策事業所以外の事業所（中小規模事業所）であり、地球温暖化対策報告書を提出していること。

② 都内中小クレジットを申請できる者の要件

●中小規模事業所の設備更新権限を有していること、若しくは中小規模事業所の設備更新権限を有する者から同意を得た者であること。

●都内中小クレジット算定ガイドラインで東京都が定める削減対策を実施済（予定）であること。

③ 都内中小クレジットの申請に必要な要件

●認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施していること。

区分	削減対策項目	区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)	3.照明・電気設備	高効率照明器具の導入(3.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)		高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)		高効率変圧器の導入(3.3)
	空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)		照明の省エネ制御の導入(3.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)	4.その他	高効率給湯システムの導入(4.1)
	高効率空調機の導入(2.2)		エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	全熱交換器等の導入(2.3)		高効率コンプレッサーの導入(4.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)		その他の高効率ポンプ・ブロア・ファン等の導入(4.4)
	空調の省エネ制御の導入（2.5）		高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
	換気の省エネ制御の導入(2.6)		高効率工業炉の導入(4.6)
			高性能ガラス等の導入(4.7)

●認定基準に規定する削減対策の実施による総量削減していること。

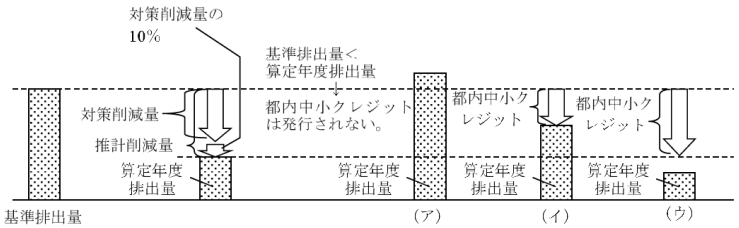

④ 対策の実施とオフセットクレジットの算定

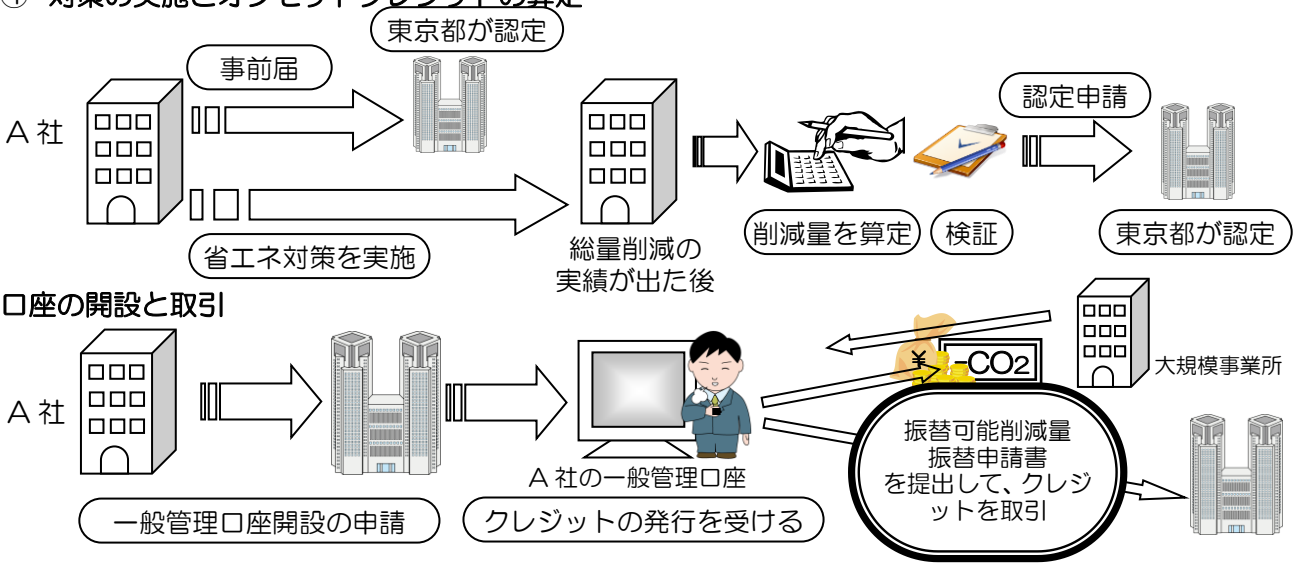

参照ガイドライン	都内中小クレジット算定ガイドライン第２部、第３部

2-2	分　類	都内中小クレジット
	事　項	対象事業所の範囲

事　例	テナントＡ社は、自らの設備を更新する予定である。 テナントビルの所有者はＢだが、テナントＡ社が都内中小クレジットの申請を行いたい。
取り得る対応	都内中小クレジットの対象事業所の範囲は、原則として建物単位です。 しかし、エネルギー使用量を計量できること、かつ、オーナーからＡ社に対し都内中小クレジット申請への同意を得ることを条件として、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部の申請が可能です。 なお、都内中小クレジットは事業所範囲を重複して申請することはできません。同一の建物内に先行して申請された事業所範囲があるときは、その範囲を除いて事業所範囲を設定する必要があります。

～基本的な考え方～

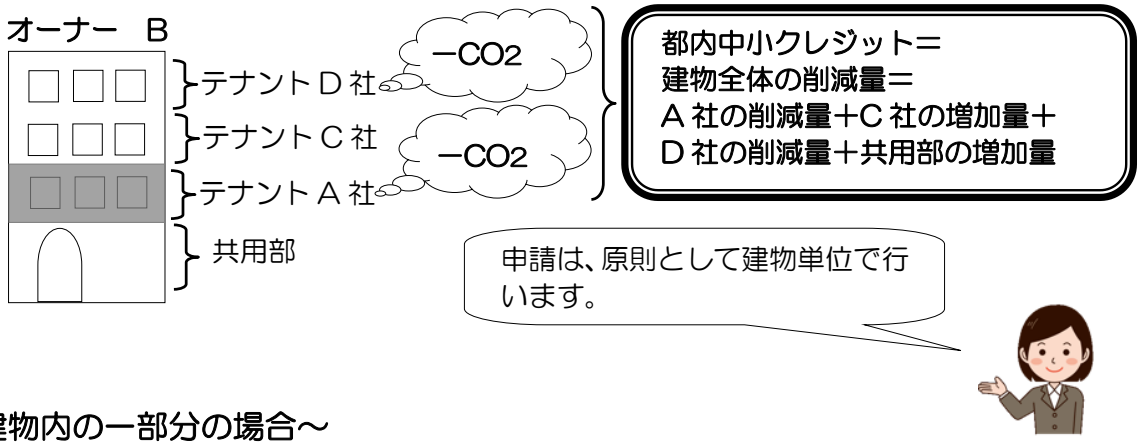

～建物内の一部分の場合～

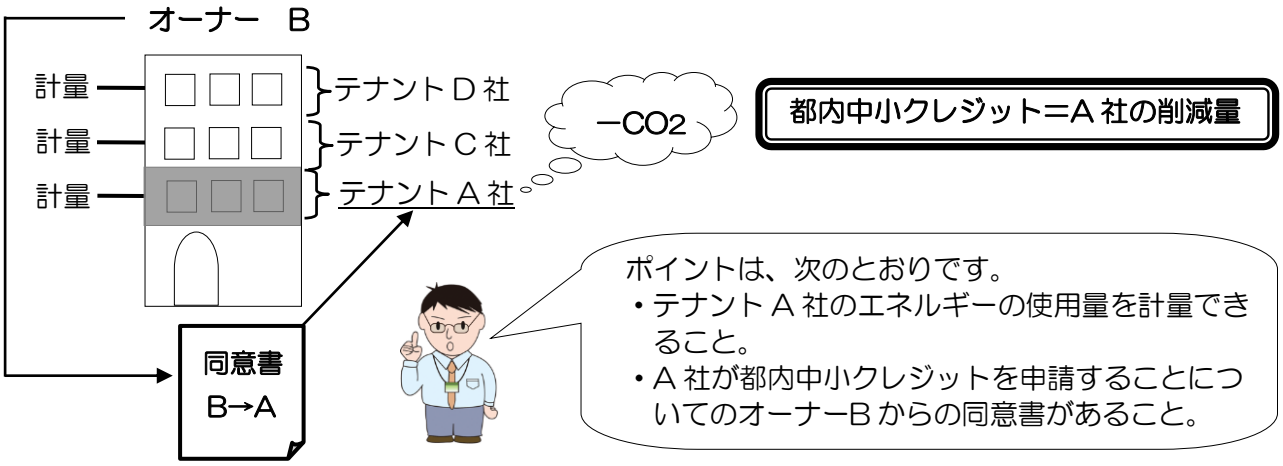

参照ガイドライン	都内中小クレジット算定ガイドライン　第２部　第１章

2-3	分　類	都内中小クレジット
	事　項	過去に実施した対策のクレジットの算定開始年度と発行可能期間

事　例	A 社は 2020 年度（令和 2 年度）に削減対策を行った。削減対策の効果が生じた 2021 年度（令和 3 年度）から都内中小クレジットの取得を希望したい。
取り得る対応	都内中小クレジットの申請者は、対策に係る工事の契約日から当該工事のしゅん工予定日の前日から起算して 30 日前（しゅん工の予定日の前日から起算して 40 日前が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して 15 日前）までに事前届を提出する必要があります。 削減量の算定期間は、対策の実施年度又はその翌年度から 5 年間が原則です。 なお、対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことです。

～事前届の提出期限～

事前届は、削減対策の工事契約日から当該工事のしゅん工予定日の前日から起算して 30 日前（しゅん工予定日の前日から起算して 40 日前が契約日より前の場合は、契約日の翌日から起算して 15 日後）までに提出してください。

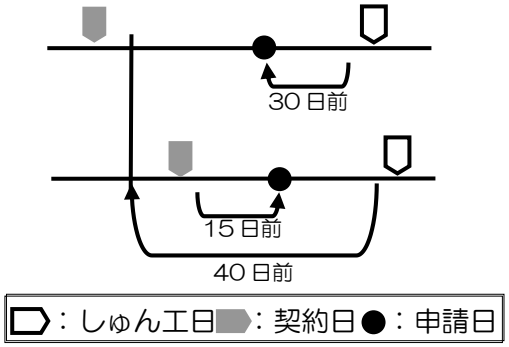

～算定開始年度の考え方～

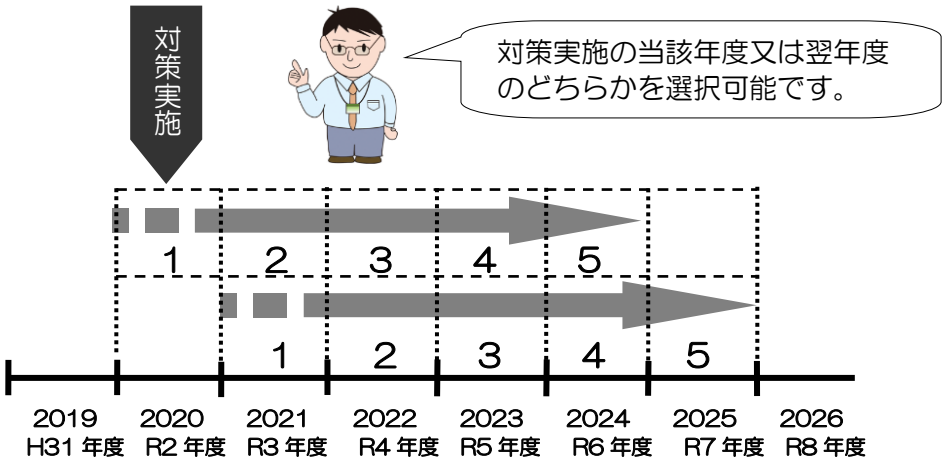

参照ガイドライン	都内中小クレジット算定ガイドライン第２部　第２章

2-4	分　類	都内中小クレジット
	事　項	認定申請～発行申請までの流れ

事　例	Ａ社は、都内に中小規模事業所を有しており、都内中小クレジットを創出し、対象事業所へ売却しようと考えている。クレジットを取得するためにはどうすればよいのか。
取り得る対応	都内中小クレジットの創出・取得に向けては、３つの手続が必要です。 **【①　都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書】** まず、対象となる事業所の範囲を特定するために、「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」を東京都に提出してください。東京都の審査を経て、「都内中小クレジット事業所範囲認定通知書」が届きます。 **【②　都内中小クレジット削減量認定申請書】** 次に削減対策を実施します（事業所範囲認定通知受領前に削減対策を実施済でも問題ありません）。実施した削減対策の削減量を算定し、「都内中小クレジット削減量認定申請書」を東京都に提出してください。その後、東京都の審査を経て「都内中小クレジット削減量認定通知書」が届きます。 **【③　振替可能削減量等発行等申請書】** 認められた削減量を都内中小クレジットとして、東京都の排出量取引で活用するためには、「振替可能削減量等**発行**等申請書」を東京都に提出する必要があります。 審査完了後に指定した一般管理口座に都内中小クレジットが発行されます。 なお、一般管理口座の開設を受けていない場合は、開設申請手続きが必要です。（指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者のいずれでもない方は、口座開設に13,400 円の手数料（更新手数料も）がかかります。）。

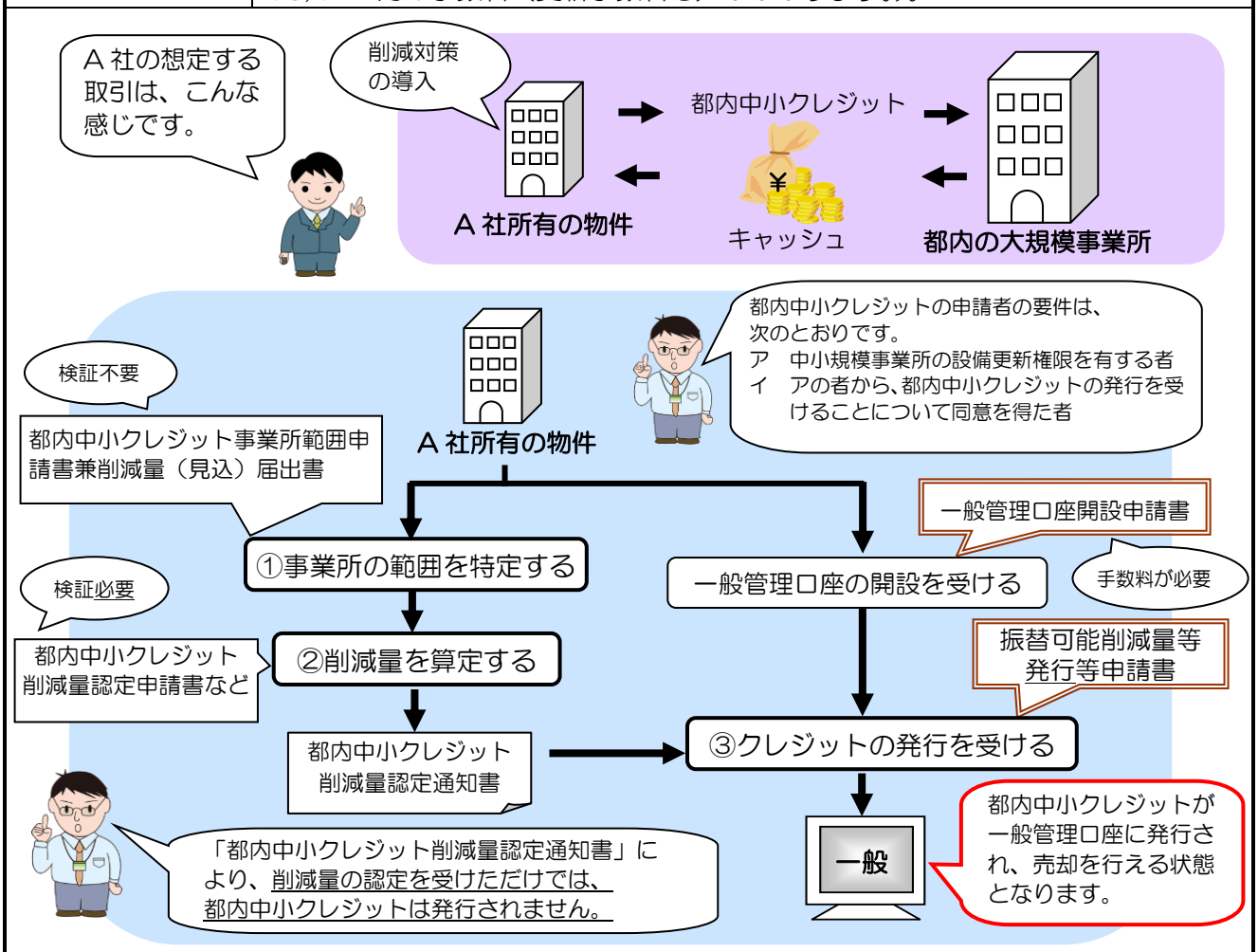

参考 URL	●都内中小クレジットの申請書等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/measure/credit/documents.html ●一般管理口座の開設申請書、記入要領等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html ●振替可能削減量等発行等申請書、記入要領等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkou.html

2-5	分　類	都内中小クレジット
	事　項	連名で創出した場合の発行
事　例	都内に共同所有物件として中小規模事業所を構えるＡ社、Ｂ社、Ｃ社が連名で「都内中小クレジット削減量認定申請書」を提出し、「都内中小クレジット削減量認定通知書」の通知を受けた。 創出できた都内中小クレジットに係る削減量は 100t-CO_2 であった。この 100t-CO_2 について、３社でどのように分配するか協議中である。しかし、分配の仕方について、東京都の排出量取引制度では何か取り決めがあるのではないか、という話題になっている。	
取り得る対応	都内中小クレジットの申請がＡ社、Ｂ社、Ｃ社の連名であれば、３社のいずれの一般管理口座にも都内中小クレジットを発行させることができます。 連名で申請したクレジット等の分配の仕方について、東京都は特段の定めを設けておりません。１社の一般管理口座に都内中小クレジットの全量を発行していただいても結構ですし、３社がそれぞれで一般管理口座の開設を受け、任意の割合で都内中小クレジットを分配していただいても結構です。誰の一般管理口座に発行するか、発行した後の都内中小クレジットの分配方法はどうするかなどについては、当事者間で事前にしっかりと協議して決めてください。	

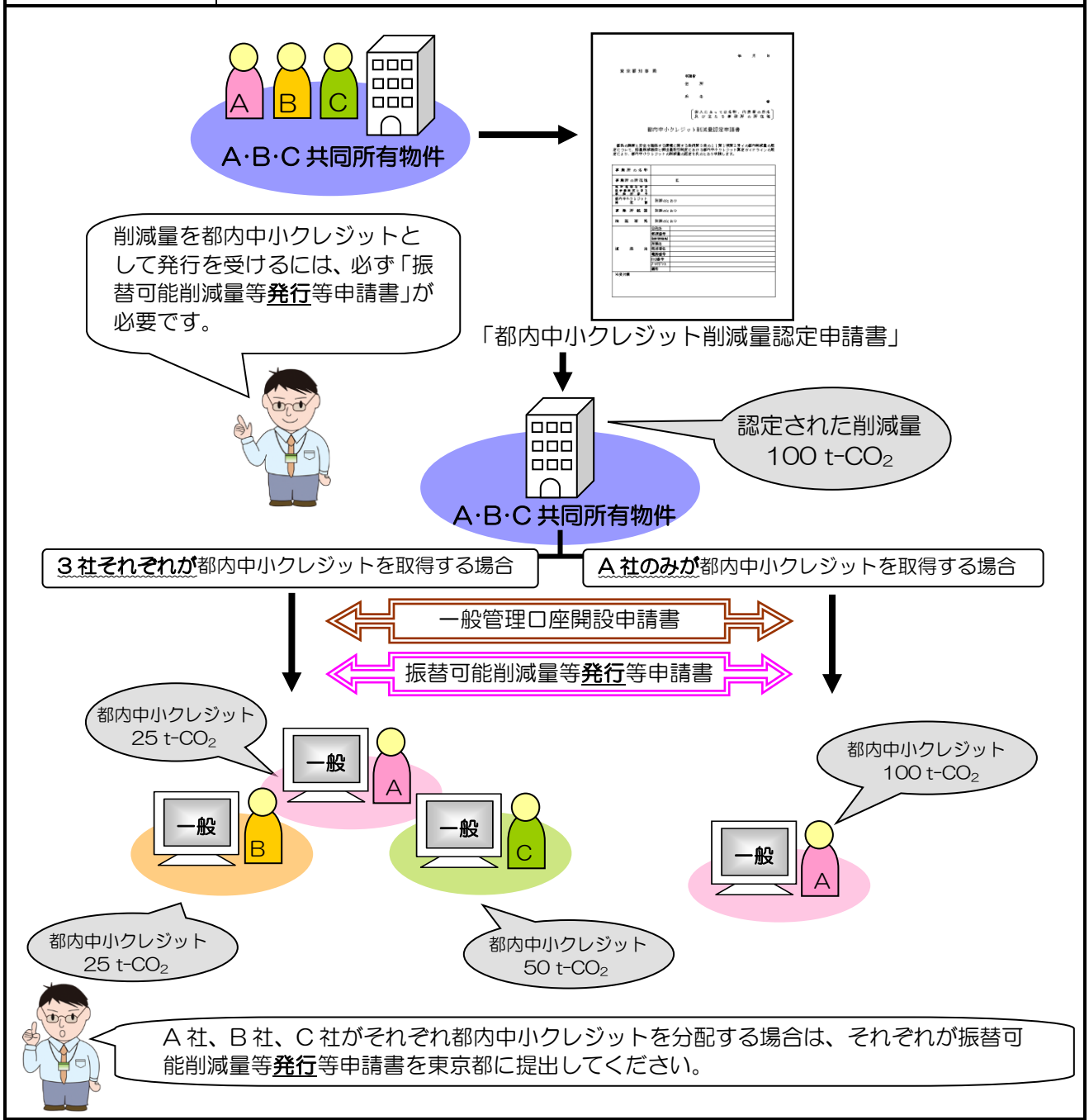

参照ガイドライン	―

3-1	分　類	再エネクレジット
	事　項	環境価値とは？

事　例	Ａ社が所有する太陽光発電設備の発電量の環境価値を有効活用するために、東京都の排出量取引制度を利用したい。
取り得る対応	太陽光、風力、地熱、水力などの再生可能エネルギーから発電された電気には、電気として我々が利用できるという価値と、再生可能エネルギーを使っており、CO_2を排出しないという価値とがあります。後者の価値を『環境価値』といいます。 東京都の排出量取引では、再生可能エネルギーの利用も省エネと並び、地球温暖化防止に貢献するものであるという観点から、この環境価値について、クレジットの対象としており、それを「再エネクレジット」として定めています。 対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱、バイオマス、水力となります（バイオマス、水力については、所定の要件を満たすことが必要です）。これらのエネルギーの単位は、kWh や GJ で表現されますが、再エネクレジットの量を算定するうえでは、CO_2の排出量に換算する必要があります。 電力や熱量についてはそれぞれ換算係数が決まっており、再エネクレジットの量は、次のような計算式で示されます。 ・再エネクレジットの量(t-CO_2)＝電力量(千kWh)×0.489(t-CO_2/千kWh) ・再エネクレジットの量(t-CO_2)＝熱量(GJ)×0.060(t-CO_2/GJ)

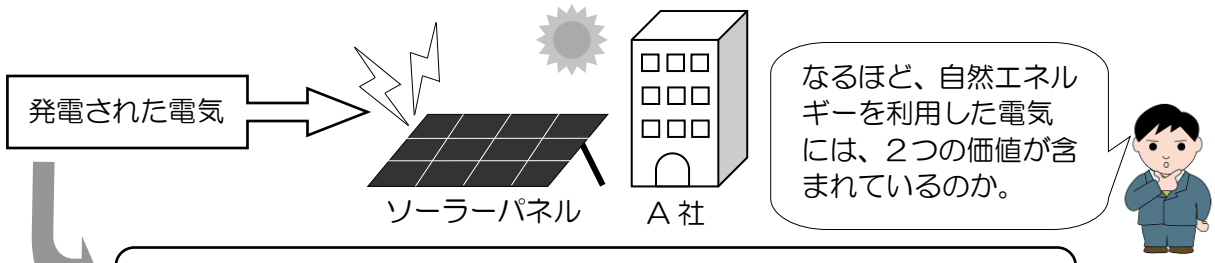

●電気そのものの価値
●<u>再生可能エネルギーを使っており、CO_2を排出しないという価値</u>

環境価値

↓

東京都の排出量取引で活用できる再エネクレジットの対象とする。

～対象となる再生可能エネルギーの利用形態～

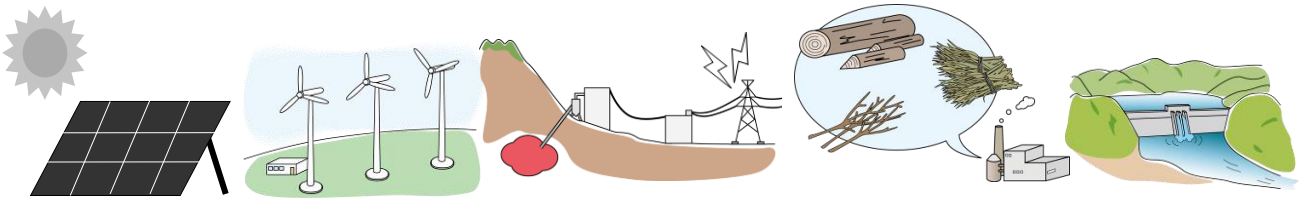

太陽光発電　風力発電　地熱発電　バイオマス発電　水力発電

再エネクレジットは、CO_2の量の単位で認定されます。
発電量及び発熱量の単位はそれぞれ GJ、kWh なので、
一定の換算係数
<u>電力量 0.489（t-CO_2/千 kWh）、熱量 0.060（t-CO_2/GJ）</u>
を乗じて、CO_2の量に計算し直す必要があります。

参照ガイドライン	再エネクレジット算定ガイドライン第２部　第１章

3-2	分　類	再エネクレジット
	事　項	環境価値換算量とその他削減量の違い
事　例		特定地球温暖化対策事業所であるＡ社は、自社でグリーン電力証書を購入している。 本証書が持っている環境価値を活用しようと、再エネクレジットの申請を考えており、「環境価値換算量」として、申請書を作成中である。
取り得る対応		本事例においては「環境価値換算量」としてではなく「その他削減量」として申請していただく必要があります。 東京都の排出量取引における再エネクレジットには、次の２つがあります。 ●環境価値換算量 再生可能エネルギーによる電気の環境価値を東京都が認証し、再エネクレジットとして発行するもの（他制度との重複申請不可） ●その他削減量 他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換するもの 上記の“他制度”とは、グリーン電力証書、グリーン熱証書、RPS 法の新エネルギー等電気相当量のことです。したがって、Ａ社は「環境価値換算量」ではなく「その他削減量」の申請書を作成する必要があります。この場合、検証機関による検証は必要ありません。

～環境価値換算量の申請を行える場合～

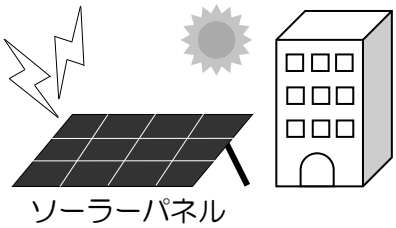

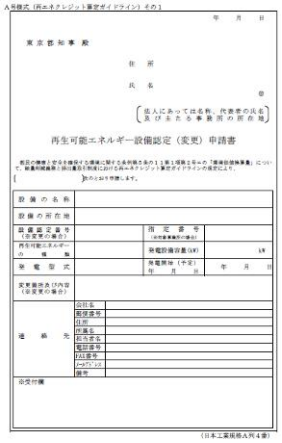

再生可能エネルギー設備認定申請書

ポイント

第１ステップとして、発電設備そのものを東京都が認定する「設備認定」があります。

第２ステップとして、認定された設備の発電量について、東京都が認証する「電力量認証」があります。

～その他削減量の申請を行える場合～

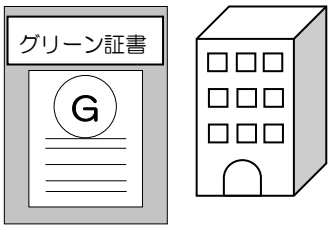

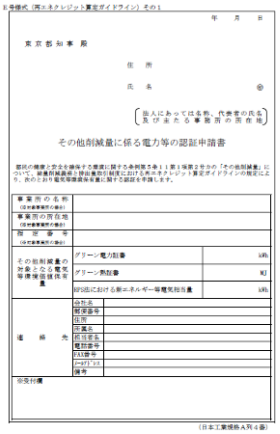

その他削減量に係る電力等の認証申請書

ポイント

他制度の基準に基づき、設備認定、電力量及び熱量認証を受けている環境価値について、東京都が認証します。特に、RPS 法の新エネルギー等電気相当量の環境価値の場合は、新エネルギー等電気相当量の減量手続（通称「RPS キャンセル」）を行う必要があります。

参照ガイドライン	―

3-3	分　類	再エネクレジット
	事　項	認証申請（その他削減量）～発行申請までの流れ

事　例	Ａ社は、指定地球温暖化対策事業所を保有しており、削減義務の履行のためにグリーン電力証書を購入し、再エネクレジットを取得しようと考えている。どのような手続をすればよいのか。
取り得る対応	再エネクレジット（その他削減量）を創出するには、２つの手続が必要です。 【①　その他削減量に係る電力量等の認証申請】 まず、再エネクレジットに変換できるグリーン電力証書には所定の要件があります。グリーン電力証書を購入する前に、再エネクレジット算定ガイドラインを参照して確認してください。 購入したグリーン電力証書について、東京都の認証を受けるために、「その他削減量にかかる電力等の認証申請書」を、東京都に提出してください。申請書には購入したグリーン電力証書の原本の他必要な書類一式を添付してください。 東京都の審査を経て、認証が完了すると「その他削減量に係る電力等の認証通知書」が届きます。 【②　振替可能削減量等発行等申請書】 認証された電力等について「再エネクレジット（その他削減量）」として、東京都の排出量取引で活用するためには、再エネクレジットとして一般管理口座に発行する手続きが必要です。受け取った認証通知書の写しを添付して「振替可能削減量等発行等申請書」を東京都に提出してください（認証申請と同時に提出することも可能です。その場合は、通知添付は不要です）。 審査完了後に指定した一般管理口座に再エネクレジットが発行されます。 なお、一般管理口座の開設を受けていない場合は、開設申請手続きが必要です。

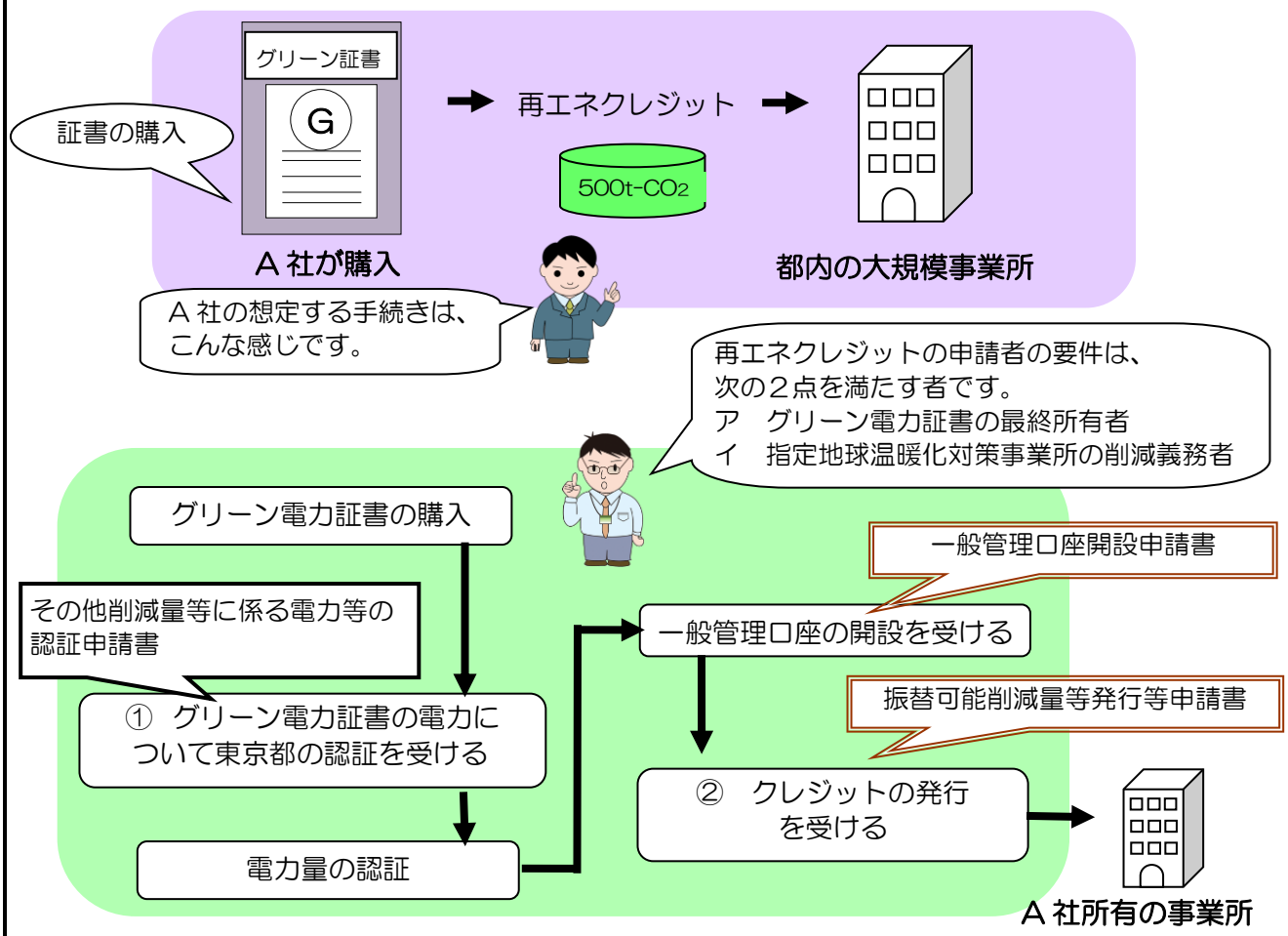

参考 URL	●再エネクレジット算定ガイドライン ●その他削減量等に係る電力等の認証申請書、振替可能削減量等発行等申請書のダウンロード先

3-4	分　類	再エネクレジット
	事　項	グループ会社が所有するグリーン電力証書の利用
事　例		Ａホールディングスの傘下には、削減義務を有するＢ社、削減義務を有していないＣ社、Ｄ社がある。 Ｂ社の削減義務履行のために、Ａホールディングスが所有者となっているグリーン電力証書を用いて、再エネクレジットの申請を行いたい。
取り得る対応		本事例は認められません。 グリーン電力証書について、再エネクレジットに変換可能な電力量の認証の申請を行い、本制度の再エネクレジットを発行するよう申請できる者は、**当該グリーン電力証書の最終所有者であって、かつ、総量削減義務制度の対象事業所の削減義務者（特定地球温暖化対策事業者）であるものに限ります。** したがって、本事例の場合は、削減義務を有しているＢ社自身が最終所有者となっているグリーン電力証書を用いて、その他削減量として、再エネクレジットの申請を行っていただく必要があります。

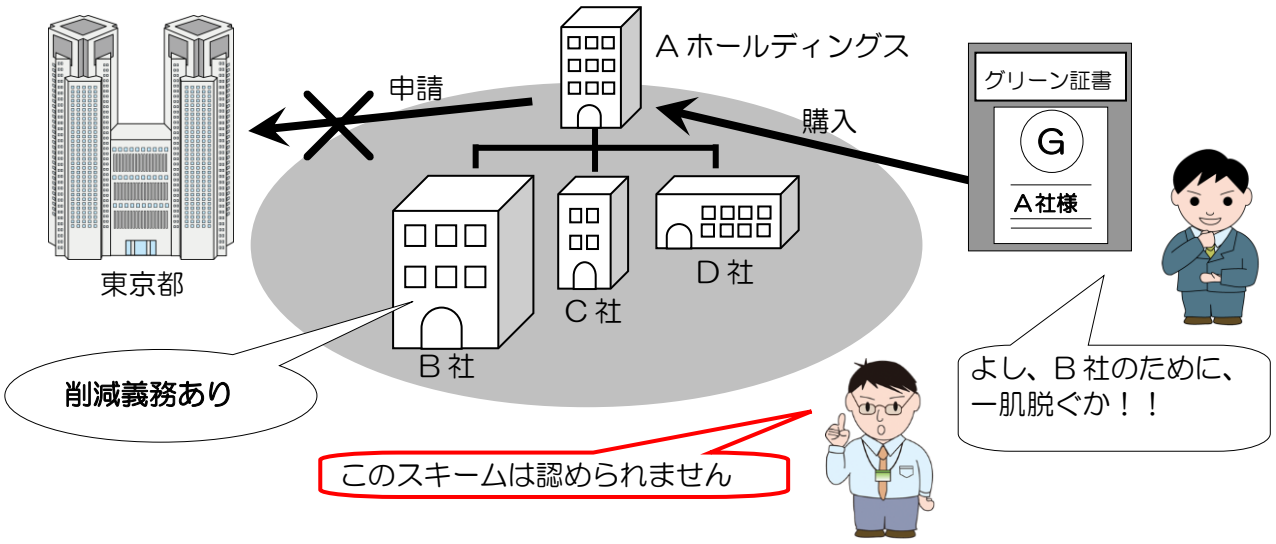

グリーンエネルギー証書を用いて、再エネクレジットの申請をできる者とは、次の要件を全て満たす必要があります。

●当該グリーンエネルギー証書の最終所有者

●総量削減義務制度の対象事業所の削減義務者（特定地球温暖化対策事業者）

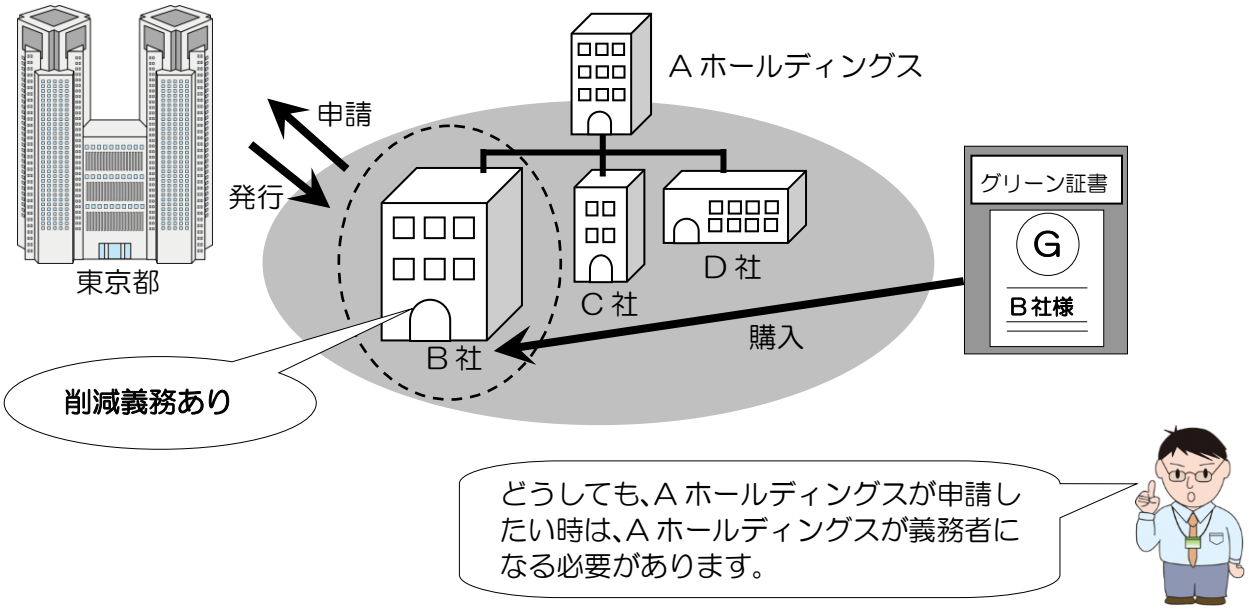

参照ガイドライン	再エネクレジット算定ガイドライン　第３部

3-5	分　類	再エネクレジット
	事　項	再生可能エネルギー電力を自家消費する場合の環境価値の取扱い（第三計画期間）
事　例		特定地球温暖化対策事業所であるＡ社は、敷地内に太陽光発電設備を所有しており、そこで発電した電力を自家消費している。この場合の環境価値を、クレジットにして利用したい。
取り得る対応		再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外できますが、除外した分について同時に再エネクレジットを発行することは、環境価値の重複になるため、できません。 特定温室効果ガス排出量の算定からの除外と再エネクレジットの発行との組み合わせ方について、次の方法があります。（**第一計画期間及び第二計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定については、第三計画期間とは一部取扱いが異なります。詳細は再エネクレジット算定ガイドラインを参照ください。**） 方法その１：自家消費した電力量について特定温室効果ガス排出量の算定から除外し、再エネクレジットの発行は受けない。 方法その２：自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定し、自家消費した電力量について再エネクレジットの発行を受ける。

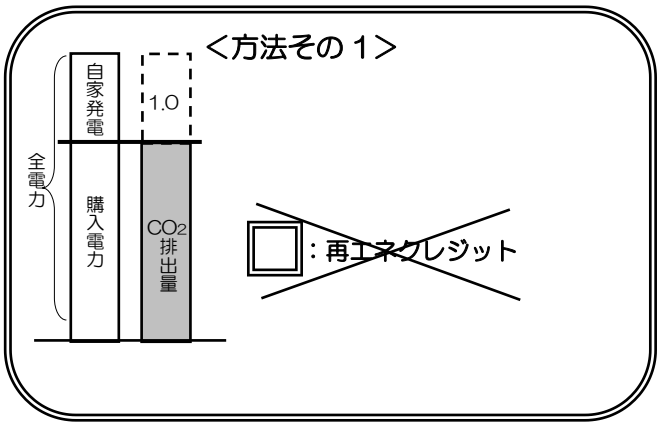

＜方法その１＞では、再エネクレジット（環境価値換算量）に係る申請は不要です。

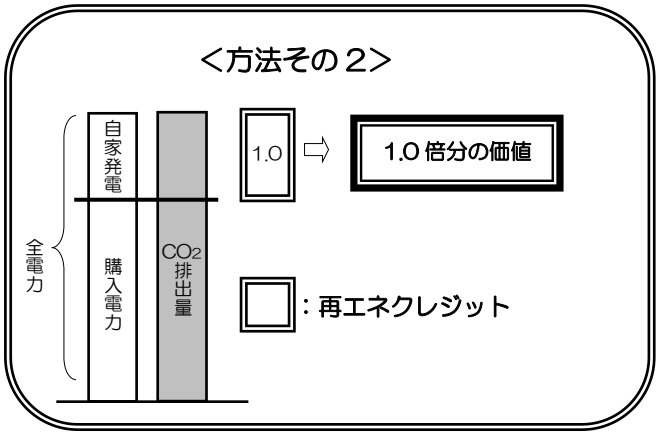

参照ガイドライン	再エネクレジット算定ガイドライン　第２部　第１章

4-1	分　類	都外クレジット
	事　項	算定・申請可能な事業所

事　例	Ａ社は、神奈川県の事業者である。以前より実施していた省エネ対策により生み出される削減量を、東京都の排出量取引制度において、有効活用したいが、都内に事業所がないため、申請できないのではないかと思っている。
取り得る対応	Ａ社のように、都内に自社の事業所がなくても、申請することは可能です。しかし、都外クレジットとは、都内の温室効果ガス排出量削減を第一の目的とした制度に活用していただくためのクレジットですので、限定的である必要があります。したがって、下記の①～⑥の要件を全て満たす事業所が、都外クレジットの申請を行うことができます。 ①都外（日本国内に限る。）の事業所であること。 ②1 年間のエネルギー使用量が、原油換算で 1,500kL 以上であること。 ③基準排出量（過去の平均排出量）が、15 万 t-CO2 以下であること。 ④埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量若しくは県外クレジットの申請、届出等をしていないこと。 ⑤基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が、『基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン』に適合すること。 ⑥当初申請時において計画されている設備導入対策の実施による推計削減率の合計が 20%以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による削減率の合計が 20%以上であること（事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が５か年度以下の場合は６%、10 か年度以下の場合は 13%以上となる。）。

●都外クレジットの申請可能な事業所の要件

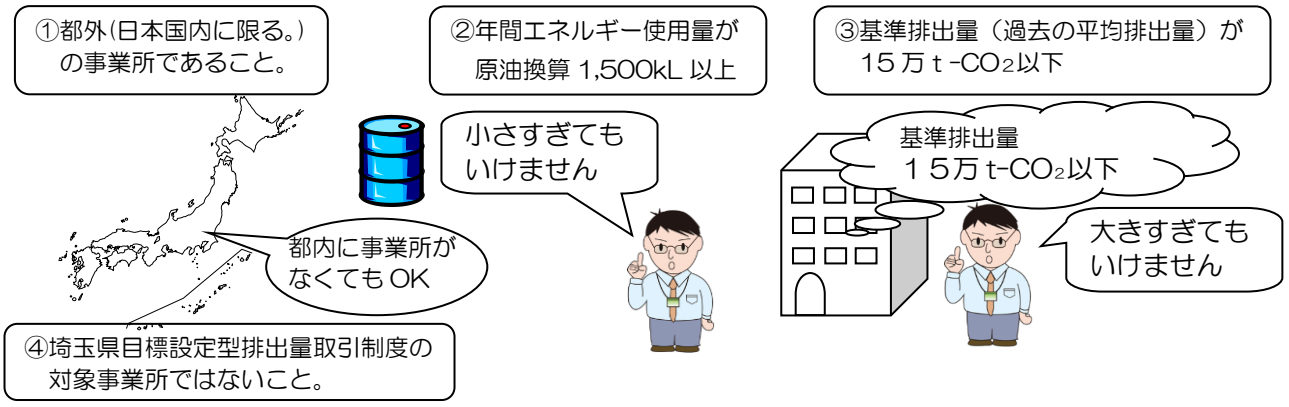

●都外クレジットの申請に必要な要件

⑤地球温暖化対策の推進の程度が、『基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン』に沿うもの

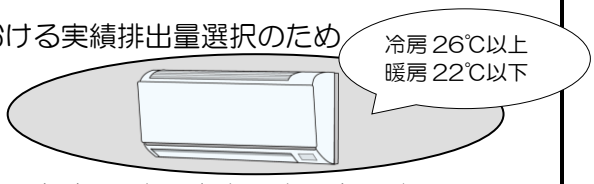

（例）過度な室内温度設定の防止

⑥当初申請時、計画している削減対策による削減率の合計が 20%以上であり、削減量認定申請時、削減対策による削減率の合計が 20%以上であること

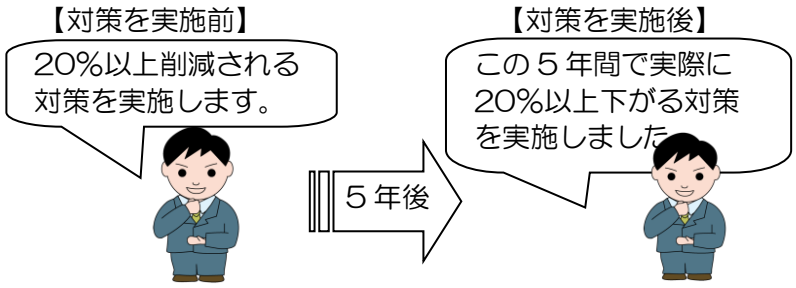

ポイント

対策内容は前後で変わっていても、かまいません。

「対策による削減が 20%以上」であり、「排出総量の削減量が 20%以上」ではないことに注意してください。

参照ガイドライン	都外クレジット算定ガイドライン　第２部、第３部

4-2	分　類	都外クレジット
	事　項	申請時期
事　例		Ａ社は、2019（令和元）年度より、エネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上の都外の大規模事業所である。2025（令和７）年度に設備を更新するので、2023（令和５）年度を算定開始年度として、前年の 2024（令和４）年度の当初申請を考えている。
取り得る対応		Ａ社は、2023（令和５）年度に当初申請を行うことはできません。 都外クレジットの算定時期における基本的な考え方は、次のとおりです。 ●削減量の算定を開始できる年度は、３か年度連続して 1,500kL 以上となった年度の翌年度（算定開始年度を任意に決めることはできません。） ●当初申請は、算定開始年度が 2020（令和２）年度までの場合は、2021（令和３）年９月末日までに、2021（令和３）年度以降の場合は、算定開始年度の９月末日までに行っていただく必要があります。 事例の場合は、2019（令和元）年度よりエネルギー使用量が 1,500kL 以上なので、算定開始年度は、2022（令和４）年度となります。 したがって、当初申請は、算定開始年度が 2022（令和４）年度なので、2022（令和４）年９月末日までに行わなければなりません。行われていない場合は、第三計画期間における都外クレジットの申請ができません。

＜Ａ社の予定＞　～間違っている状態～

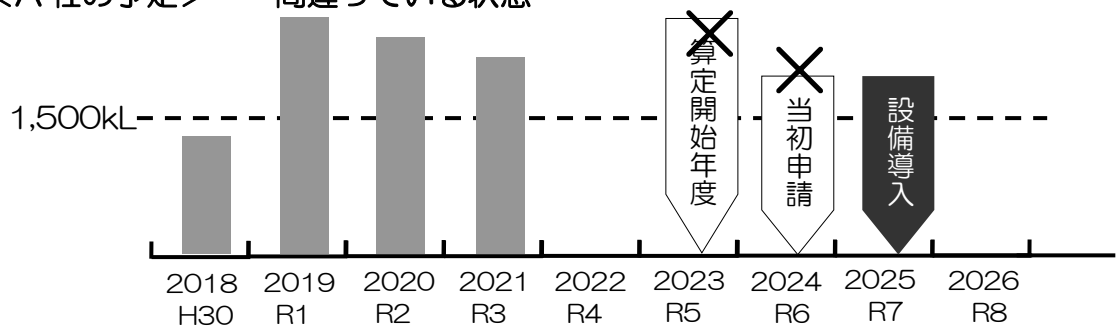

＜Ａ社の予定＞

算定開始年度

2019（令和元）年度よりエネルギー使用量が 1,500kL 以上なので、算定開始年度は、2022（令和４）年度となります。

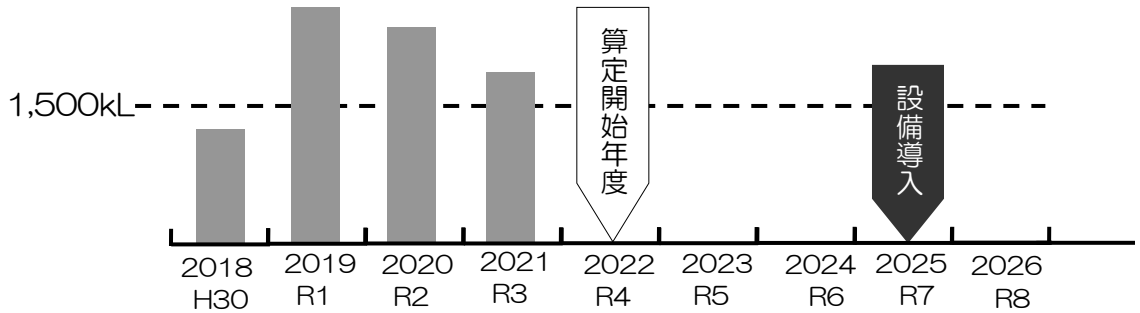

当初申請の期限

当初申請は、算定開始年度である 2022（令和４）年度の９月末日までに行わなければなりません。

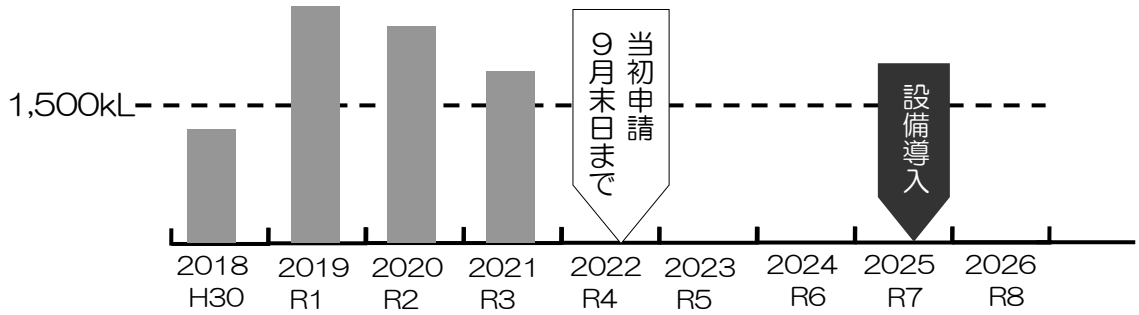

参照ガイドライン	都外クレジット算定ガイドライン　第３部

4-3	分　類	都外クレジット
	事　項	推計削減率と排出量の削減実績の考え方

事　例	Ａ社は神奈川県の事業者である。 当初申請における要件である推計削減率“20%”を想定し、当初申請を行った。その後、実際の削減対策を経て、削減量認定申請時にも“20%”をクリアしており、削減率の実績は“29%”であった。都外クレジットとして認められるのは、実績となる“29%”だと想定している。
取り得る対応	当初申請時における設備導入対策の実施による推計削減率の“20%”、削減量認定時の推計削減率の“20%”という数字は、あくまでも申請要件にすぎません。都外の事業所は、都内の大規模事業所の削減義務率“27%”に相当する、排出総量の削減目標率“27%”を遂行しなければなりません。事例のように削減率の実績が“29%”であっても、その“29%”がまるごと都外クレジットとなるわけではなく、29%−27%=2%が都外クレジットとして認められる削減量です。 整理すると、削減量認定申請時に、①　実際に実施した設備導入対策による削減率が“20%”をクリアしていること、②　排出総量の削減実績が“27%”をクリアしていることが、都外クレジットが認められる条件となります。

＜対策の実施によりクレジットが発生する例＞

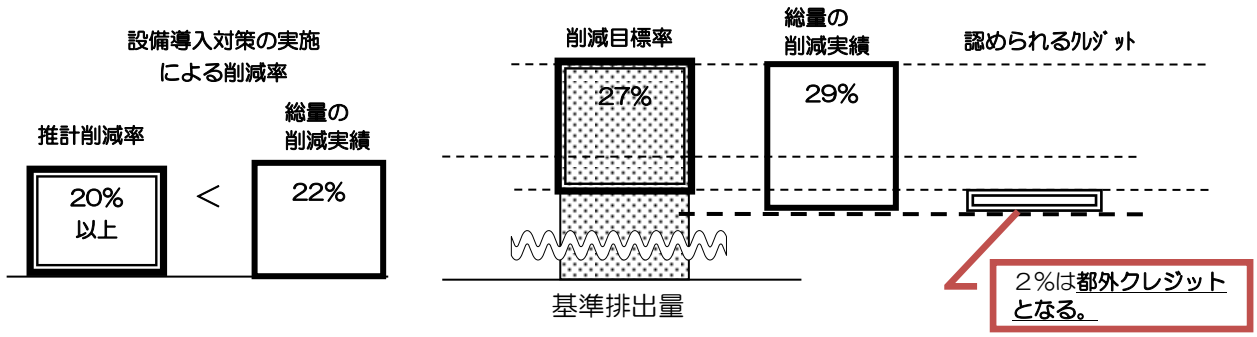

＜対策を実施してもクレジットが発生しない例＞

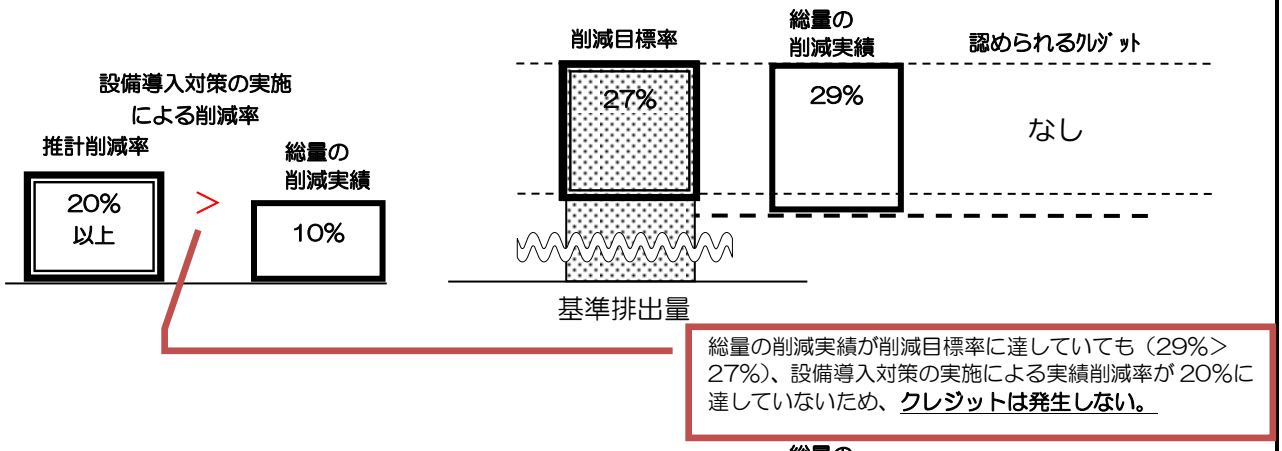

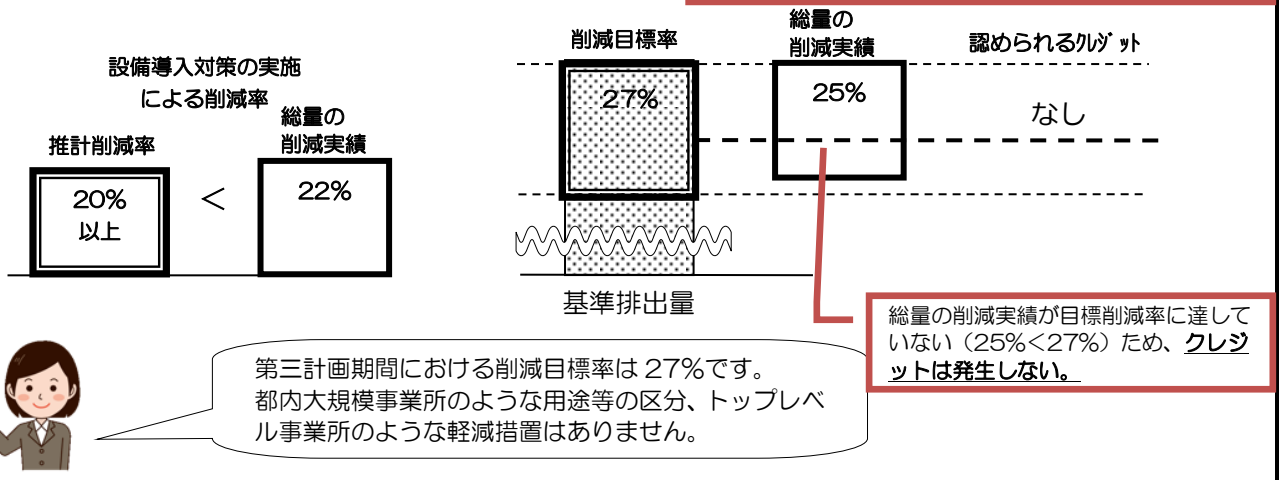

参照ガイドライン	都外クレジット算定ガイドライン　第３部

4-4	分　類	都外クレジット
	事　項	認定申請～発行申請までの流れ

事　例	Ａ社は、自社が保有する東京都外の事業所での省エネ対策が、都外クレジットの申請に必要な要件を満たすことがわかったため、その事業所の温室効果ガス削減量を都外クレジットとして創出し、都内の対象事業所との排出量取引に活用しようと考えている。クレジットを取得するためにはどうすればよいのか。
取り得る対応	都外クレジットの創出・取得に向けては、４つの手続が必要です。 **【①　都外クレジット算定方法等申請書】** 対象となる事業所の事業所範囲、基準排出量、その他都外クレジットの算定方法等を特定するために、「都外クレジット算定方法等申請書」を東京都に提出してください。東京都の審査を経て、「都外クレジット算定方法等認定通知書」が届きます。 **【②　都外クレジット算定報告書】** 削減量算定期間の開始年度の翌年度から、削減量算定期間の終了年度まで、毎年度、前年度の特定温室効果ガス排出量及び想定される都外クレジットの量を算定し、「都外クレジット算定報告書」を東京都に提出してください。 **【③　都外クレジット削減量認定申請書】** 削減量算定期間終了年度の翌年度に、最終的に都外クレジットとして認定され得る削減量及び実際に実施した対策による推計削減率を算定し、「都外クレジット削減量認定申請書」を東京都に提出してください。その後、東京都の審査を経て「都外削減量認定通知書」が届きます。 **【④　振替可能削減量等発行等申請書】** 認められた削減量を都外クレジットとして、東京都の排出量取引で活用するためには、「振替可能削減量等<u>発行</u>等申請書」を東京都に提出する必要があります。 審査完了後に指定した一般管理口座に都外クレジットが発行されます。 なお、一般管理口座の開設を受けていない場合は、開設申請手続きが必要です。（指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者のいずれでもない方は、口座開設に13,400 円の手数料（更新手数料も）がかかります。）。

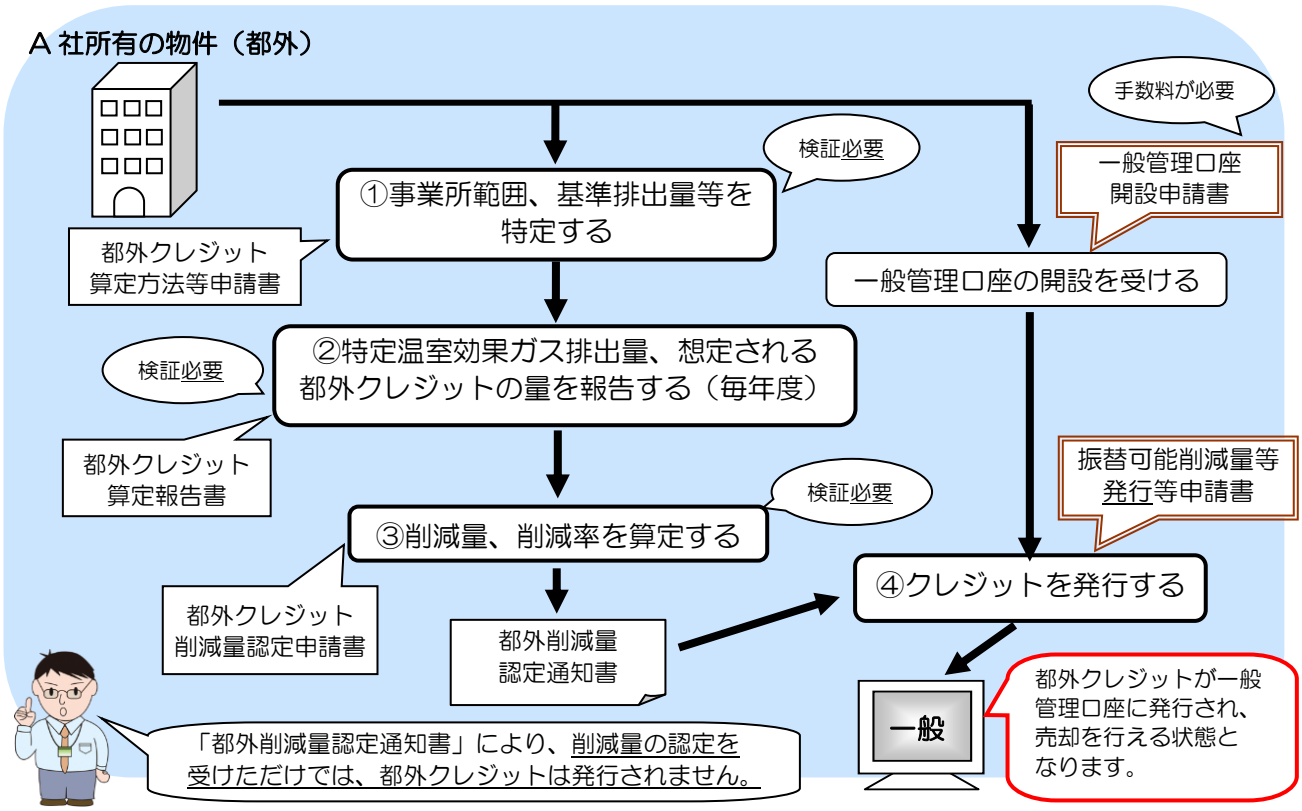

参考 URL	●都外クレジットの申請書等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/togai_credit.html ●一般管理口座の開設申請書、記入要領等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html ●振替可能削減量等発行等申請書、記入要領等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkou.html

4-5	分　類	都外クレジット
	事　項	買い手側における充当可能量の上限

事　例	都内の事業者Ａ社は、特定地球温暖化対策事業者であり、削減義務を負っている。にもかかわらず、排出量が 3,000t-CO_2 増加してしまった。そこで、茨城県の事業者Ｂ社の都外クレジットを排出量取引によって取得し、自らの義務履行に充てたいと考えている。Ｂ社の都外クレジットは、Ａ社の削減不足量の全てを満たす程の量なので、これを全て取得して、一気に義務履行しようとしている。
取り得る対応	都外クレジットは、削減義務量に無制限に充当できるものではありません。 都内の大規模事業所ごとに、その削減義務量の１/３までしか充てることはできません。 例えば、Ａ社の基準排出量が 10,000 t-CO_2、削減義務率が 27%とすると、削減義務期間５年間における削減義務量は 13,500t-CO_2（10,000t-CO2/年×27%×5 年）であり、５年間の総排出量は 36,500 t-CO_2 以下にする必要がありますが、結果として 3,000 t-CO_2 増加し、53,000 t-CO_2 となってしまったとします。 義務充当が必要なのは、13,500t-CO_2（削減義務量）＋3,000t-CO_2（増加してしまった量）＝16,500 t-CO_2 ですが、都外クレジットを義務履行に充てることのできる量は、4,500 t-CO_2（13,500 t-CO_2×1/3）となります。 もし、排出量取引により削減義務を履行するならば、都外クレジットだけでなく、都内中小クレジット、再エネクレジット、埼玉連携クレジット等を活用する必要があります。

買い手（特定地球温暖化対策事業者Ａ社）

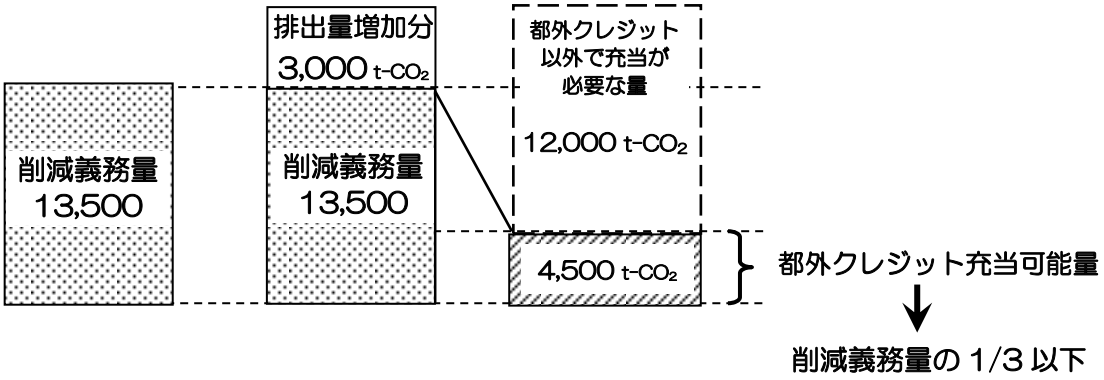

売り手（都外事業者Ｂ社）

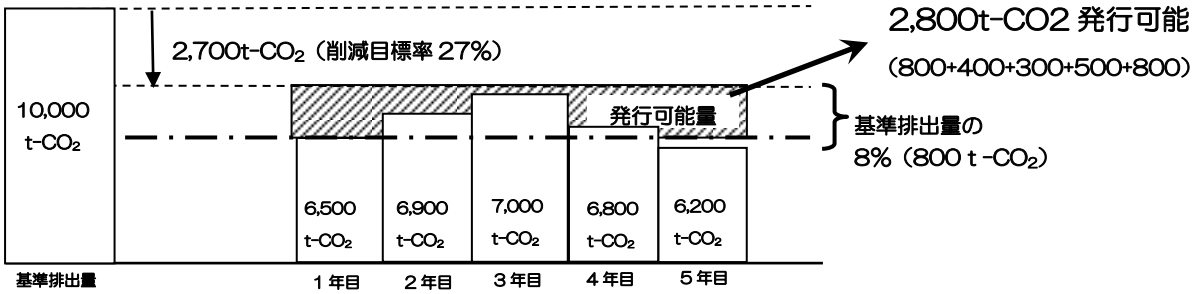

（参考）削減できなかった排出量を、都外クレジットで 100%補える場合

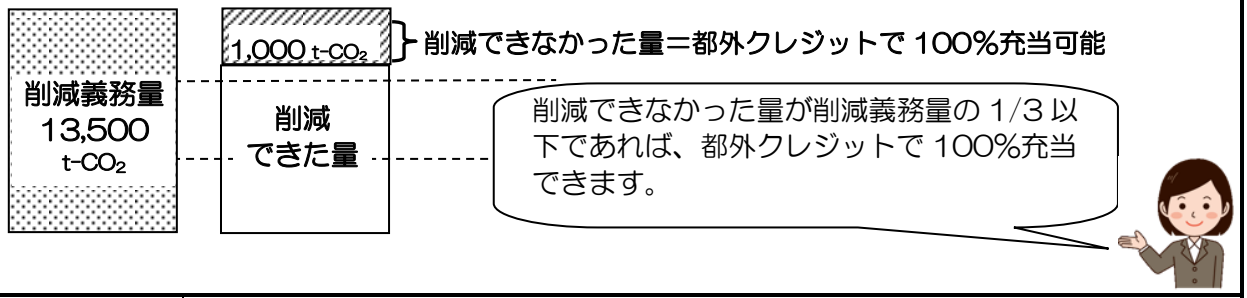

参照ガイドライン	都外クレジット算定ガイドライン　第２部、第３部

5-1	分　類	埼玉連携クレジット
	事　例	埼玉連携クレジットを義務充当に使用する場合の手続きと留意点

事　例	都制度の特定地球温暖化対策事業所の所有者（指定地球温暖化対策事業者）であるＡ社は、第二計画期間の削減量が不足している状況である。埼玉県にも大規模事業所を有しているため、埼玉県目標設定型排出量取引制度で創出された超過削減量を、当該事業所の削減不足分に充当しようと考えている。この場合、どのような手続が必要で、何を留意したら良いか。
取り得る対応	東京都の排出量取引制度では、埼玉県で創出されるクレジット等のうち、埼玉県の超過削減量、県内中小クレジットを埼玉連携クレジットとして利用できます。 埼玉県の一般管理口座にある埼玉連携クレジット等を本制度における一般管理口座に移転させる場合、1)埼玉県の一般管理口座のクレジットを減少させ、2)東京都に対し、本制度の一般管理口座にクレジットを増加させるための申請が必要です。 具体的には、以下の手順です。 1）埼玉県の一般管理口座の減少記録の申請を、埼玉県が定める申請書で行います。これにより減少記録を証明する書類の発行を受けます。 2）その後、東京都に対し、振替可能削減量等発行等申請書にこの証明書を添付して申請します。手続が完了すると、本制度の一般管理口座に埼玉連携クレジットが発行されます。 申請における留意点は、下記のとおりです。 ・埼玉県の超過削減量を利用する場合、創出元の事業所の基準排出量が１５万t-CO_2以下であること ・埼玉県目標設定型排出量取引制度における目標達成が確認された場合に限られること ・利用できる量に上限はなく、クレジットの有効期限は東京都の超過削減量と同様であること なお、発行されたクレジットを義務充当する場合は、一般管理口座から指定管理口座にクレジットを移転させる申請が必要になります（移転後は自動で義務充当されます。）。

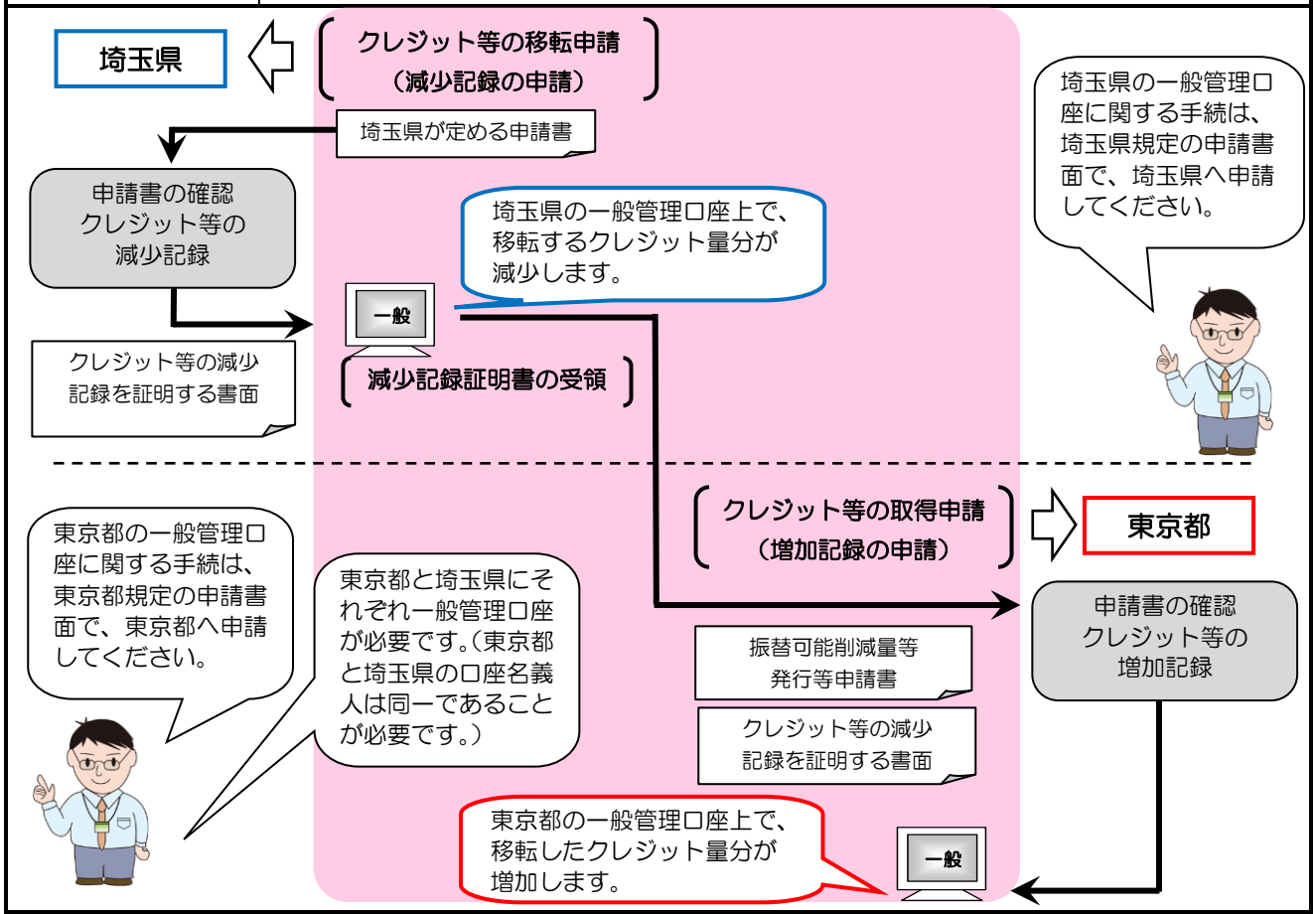

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章６

5-2	分　類	埼玉連携クレジット（東京連携クレジット）
	事　例	埼玉県制度の削減目標達成に東京都クレジット等を使用する場合

事　例	東京都の特定地球温暖化対策事業所の所有者であるＡ社は、東京都の事業所では省エネ対策が進み、第三計画期間に超過削減量を発行できる見込みである。一方、埼玉県にも大規模事業所を有しているが、埼玉県の目標達成型排出量取引制度における削減目標の達成が難しい状況である。東京都の超過削減量を埼玉県の事業所の削減目標達成に使用しようと考えている。この時、どういう手続が必要で、何に留意したら良いか。
取り得る対応	東京都のクレジットの中で、埼玉県の目標達成型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することが可能なクレジットは、超過削減量、都内中小クレジットです。 東京都の一般管理口座にある超過削減量等を埼玉県に移転させる場合、1）東京都の一般管理口座のクレジットを減少させ、2）埼玉県に対し埼玉県の一般管理口座にクレジットを増加させる申請が必要です。 具体的には、以下の手順です。 1）　東京都の一般管理口座の減少記録の申請を、振替可能削減量振替申請書で行います。これにより減少記録を証明する書類の発行を受けます。 2）　その後、埼玉県の一般管理口座の増加記録の申請を、埼玉県が定める申請書に減少記録証明書を添付して申請します。手続が完了すると、埼玉県の一般管理口座にクレジットが発行されます。 申請においての留意点は、下記のとおりです。 ・東京都の超過削減量を利用する場合、東京都の総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたものに限られること。 ・削減目標の達成に利用できる量に上限はありませんが、埼玉県への申請については埼玉県にお問合せいただきます。

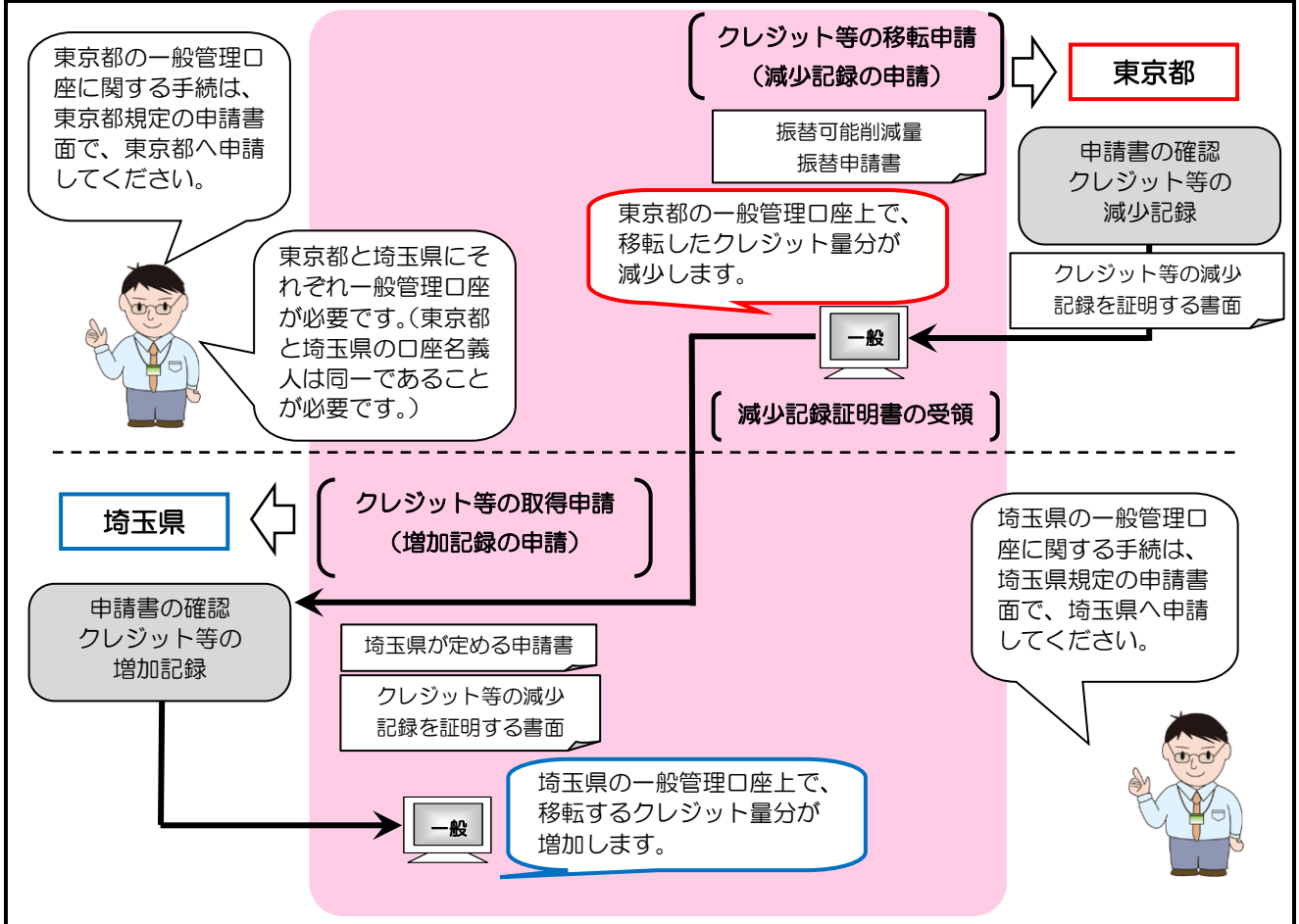

参照ガイドライン	排出量取引運用ガイドライン　第２部　第３章６